

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成21年4月7日提出
<b>【計算期間】</b>	第3特定期間（自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日）
<b>【ファンド名】</b>	CAチェルシー・リスク軽減型ファンド2007-7
<b>【発行者名】</b>	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 青野 晴延
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	梅本 賢一
<b>【連絡場所】</b>	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
<b>【電話番号】</b>	03-3593-5917
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当ありません。

中間財務諸表  
中間貸借対照表

(単位：千円)

		第24期 当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,076,749
関係会社短期貸付金		180,000
前払費用		743,598
未収入金		31,404
未収委託者報酬		865,917
未収収益		91,179
繰延税金資産		412,763
立替金		9,367
未収消費税等	*2	29,956
その他		47
流動資産合計		3,440,984
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備（純額）	*1	36,541
器具備品（純額）	*1	53,627
有形固定資産合計		90,168
無形固定資産		
ソフトウェア		3,840
電話加入権		584
無形固定資産合計		4,425
投資その他の資産		
投資有価証券		2,482
長期差入保証金		247,473
長期前払費用		2,619
関係会社株式		10,000
繰延税金資産		631,391
投資その他の資産合計		893,967
固定資産合計		988,561
資産合計		4,429,545

(単位:千円)

第24期 当中間会計期間末

(平成20年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

預り金	82,036
未払金	435,115
未払費用	237,511
未払配当金	313,000
未払法人税等	6,603
前受収益	2,669,759
賞与引当金	175,280
役員賞与引当金	38,476

流動負債合計	3,957,783
--------	-----------

## 固定負債

退職給付引当金	25,874
---------	--------

固定負債合計	25,874
--------	--------

## 負債合計

負債合計	3,983,657
------	-----------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	300,000
-----	---------

## 資本剰余金

資本準備金	395,012
-------	---------

資本剰余金合計	395,012
---------	---------

## 利益剰余金

## その他利益剰余金

繰越利益剰余金	248,640
---------	---------

利益剰余金合計	248,640
---------	---------

## 株主資本合計

株主資本合計	446,372
--------	---------

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	484
--------------	-----

評価・換算差額等合計	484
------------	-----

## 純資産合計

純資産合計	445,887
-------	---------

## 負債純資産合計

負債純資産合計	4,429,545
---------	-----------

## 中間損益計算書

(単位:千円)

第24期 当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
営業収益	
運用受託報酬	24,734
委託者報酬	3,140,273
その他営業収益	171,950
営業収益合計	3,336,959
営業費用及び一般管理費	*1 3,627,412
営業損失( )	290,453
営業外収益	5,499
営業外費用	
投資有価証券売却損	8,162
営業外費用合計	8,162
経常損失( )	293,115
特別損失	66
税引前中間純損失( )	293,181
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税、住民税及び事業税還付税額	1,756
法人税等調整額	90,013
法人税等合計	89,402
中間純損失( )	382,584

## 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第24期 当中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日）
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	300,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	300,000
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	395,012
<b>資本剰余金合計</b>	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	395,012
<b>利益剰余金</b>	
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>繰越利益剰余金</b>	
前期末残高	446,944
当中間期変動額	
剰余金の配当	313,000
中間純損失（ ）	382,584
当中間期変動額合計	695,584
当中間期末残高	248,640
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	446,944
当中間期変動額	
剰余金の配当	313,000
中間純損失（ ）	382,584
当中間期変動額合計	695,584
当中間期末残高	248,640
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	1,141,957
当中間期変動額	
剰余金の配当	313,000
中間純損失（ ）	382,584
当中間期変動額合計	695,584
当中間期末残高	446,372

（ 単位：千円 ）

		第24期 当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		3,675
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		3,190
当中間期変動額合計		3,190
当中間期末残高		484
評価・換算差額合計		
前期末残高		3,675
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		3,190
当中間期変動額合計		3,190
当中間期末残高		484
純資産合計		
前期末残高		1,138,281
当中間期変動額		
剰余金の配当		313,000
中間純損失（ ）		382,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		3,190
当中間期変動額合計		692,394
当中間期末残高		445,887

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第24期 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2)無形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	第24期 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
リース取引に関する会計基準	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前中間純損失に与える影響額は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

項目	第24期 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
中間損益計算書関係	前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「運用受託報酬」として計上しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第24期 当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	5,621千円
器具備品	31,103千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第24期 当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	11,511千円
無形固定資産	1,019千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期 当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式 数（株）	当中間会計期間増 加株式数（株）	当中間会計期間減 少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

## 2. 配当に関する事項

(1) 未払配当金

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	313,000	13,491円37銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

## （リース取引関係）

第24期 当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)
器具備品	6,888	1,148	5,740

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

## (2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	4,362千円
合計	5,740千円

(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

## (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	688千円
減価償却相当額	688千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## （有価証券関係）

第24期 当中間会計期間末（平成20年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
その他	3,300	2,482	817
合計	3,300	2,482	817

(注) 有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

## （デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第24期 当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
--

1株当たり純資産額	19,219円30銭
1株当たり中間純損失	16,490円70銭
1株当たり中間純損失の算定の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	382,584千円
1株当たり中間純損失の算定に用いられた 普通株式に係る中間純損失	382,584千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	23,200株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

##### <当ファンドの特徴>

「チェルシー・ブーク」は、毎年4回の分配金をお支払いし、一定の条件のもとで償還時の元本を確保する、リスク軽減型ファンドです。

##### 1. 原則として、毎年4回分配金をお支払いします。

- ・1年目に合計約700円 1、2年目以降毎年合計約80円 2の分配金 3をお支払いします。
- ・分配金額は、日経平均株価の推移や金利、為替レートの変動によって変わることはありません。
- ・分配金は、原則として毎年10月10日、1月10日、4月10日及び7月10日の決算日 4から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
- ・満期償還時の分配金相当額（約20円）は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
- ・お申込みにあたっては、お申込手数料等がかかります。お申込手数料率については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご参照ください。

1 1回につき約175円 2 1回につき約20円 3 1万口当たり/税引前 4 休日の場合は翌営業日

##### 2. 判定日の日経平均株価終値の水準次第では、元本確保 5で繰上償還 6します。

設定から約1年経過後、半年毎に繰上償還のチャンスがあります。

- ・信託期間は、当初約5年ですが、設定後約1年後から毎年1月10日及び7月10日の「判定日」 7の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上であれば、元本を確保 5して繰上償還になります。
- ・繰上償還となった場合には、各判定日から1ヵ月後の2月10日及び8月10日を繰上償還日 7とし、原則として繰上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

5 1万口当たり約10,000円。お申込手数料等は考慮しておりません。

6 繰上償還とは当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短約1年1ヵ月、最長約5年となります。

7 休日の場合は翌営業日。

##### 3. 繰上償還せずに満期償還となる場合、当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

ケース 元本確保判定期間 8中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%（元本確保レベル）以下に下落しなかった場合、元本確保 9プラス分配金相当額約20円（約10,020円）で償還します。

ケース 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス40%以下に下落した場合には、元本確保機能はなくなります。スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の水準によって償還価額が決定します。日経平均株価の変化率と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額約20円で償還します。ただし、上限価額は約10,020円となります。

8 4年半後判定日の翌営業日以降の一定期間（平成24年1月11日（水）から平成24年6月13日（水））を指します。

9 1万口当たり約10,000円。お申込手数料等は考慮しておりません。

\* 元本確保とは、1万口当たり約10,000円を確保することであり、お申込金額からお申込手数料及び消費税等相当額を差引いた投資元本を確保することを指します。

### 〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、単位型/国内/株式/特殊型(条件付運用型)に属しています。

商品分類表				属性区分表			
単位型/ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
単位型  追加型	国内	株式  債券  不動産投信  その他資産 ( )	インデックス 型	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回  年2回  年4回  年6回 (隔月)  年12回 (毎月)  日々  その他 ( )	グローバル  日本  北米  欧州  アジア  オセアニア  中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージ ング	ブル・ベア型  条件付運用型  ロング・ショート型 ?絶対収益追求型  その他 ( )
	海外  内外	資産複合 ( )	特殊型				

(注) 当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### 商品分類の定義

##### ・単位型/追加型

「単位型投信」・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないうファンドをいいます。

##### ・投資対象地域

「国内」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ・投資対象資産(収益の源泉)

「株式」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ・補足分類

「特殊型」・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

#### 属性区分の定義

##### ・投資対象資産

「債券(その他債券)」・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

##### ・決算頻度

「年4回」・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

## ・投資対象地域

「日本」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

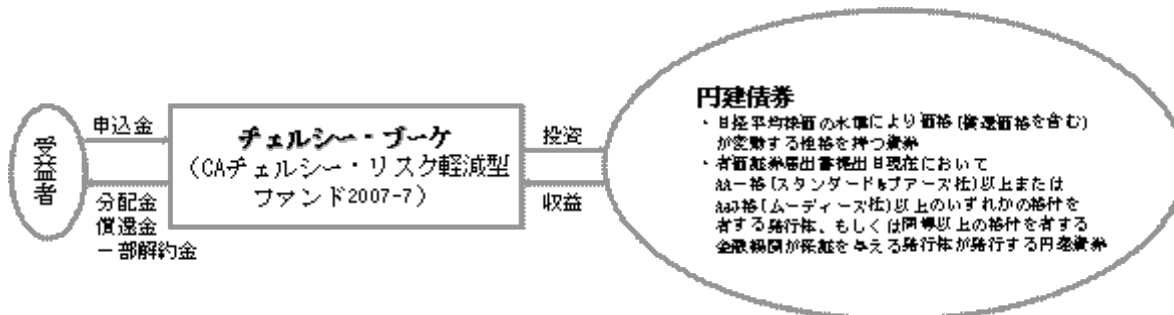
## ・特殊型

「条件付運用型」・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

当ファンドは、主として日経平均株価の水準によって償還価格等が決定される債券に投資するため、「属性区分における投資対象資産」は「債券（その他債券）」となり、「商品分類における投資対象資産（収益の源泉）」である「株式」とは分類が異なります。

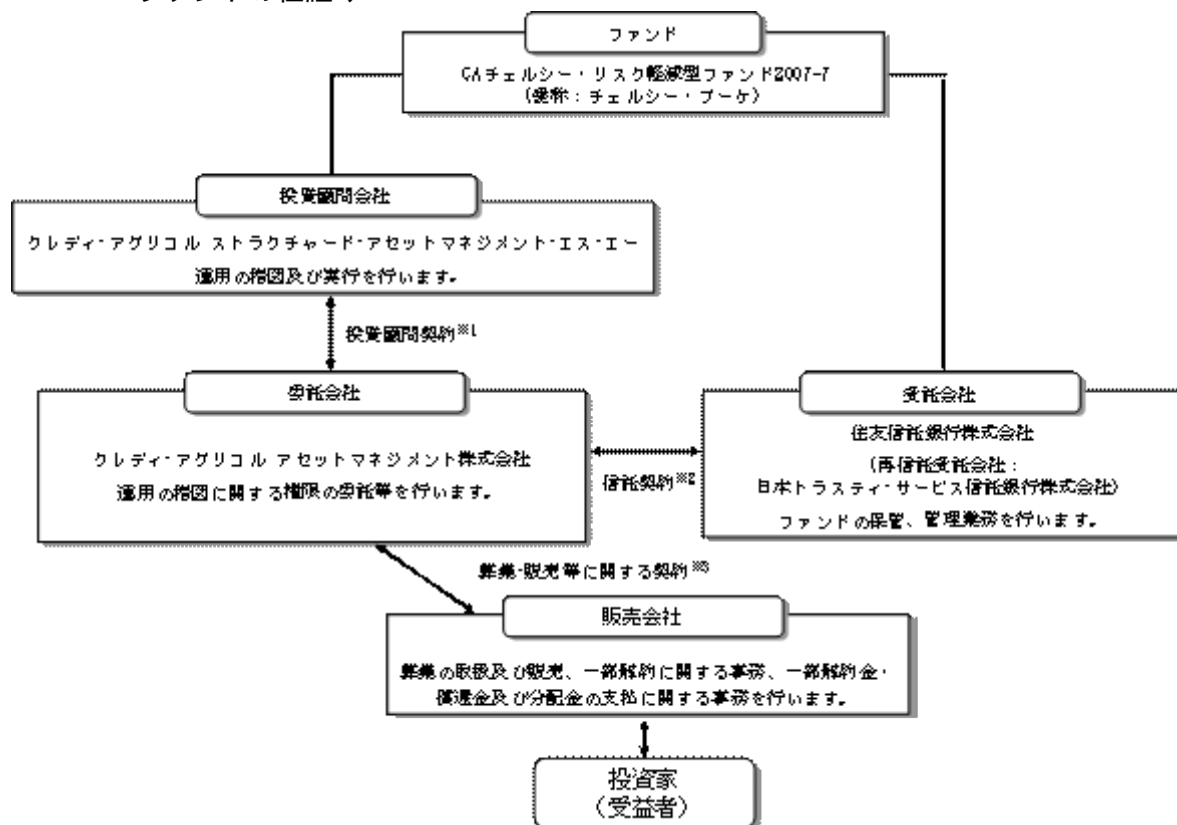
\*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドの運用指図の権限はクレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の資産運用会社であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーに委託します。信託金の限度額は、200億円です。



## (2)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 1 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

## 2 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## 3 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

## 委託会社の概況

## 1) 委託会社の資本金

3億円（本書提出日現在）

## 2) 委託会社の沿革

昭和61年 7月 1日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立

昭和63年 6月 8日 証券投資顧問業の登録

平成元年 1月31日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成 2年 7月20日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更

平成 6年 9月20日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更

平成 7年10月 2日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更

- 平成 9年 9月 1日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
- 平成10年 9月30日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
- 平成10年11月24日 証券投資信託委託業の免許取得
- 平成13年 4月25日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 平成19年 9月30日 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

### 3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
クレディ・アグリコル アセ ットマネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パス ツール大通り 90番地 75015	23,200	100

### 4) 現況

#### 《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク<sup>1</sup>(地銀39行、従業員数約86,000人超、11,100支店<sup>2</sup>)であり、フランス国内で上位の格付を取得しております(スタンダード&プアーズ社:AA-格、ムーディーズ社:Aa1格、フィッチ社:AA-格<sup>3</sup>)。

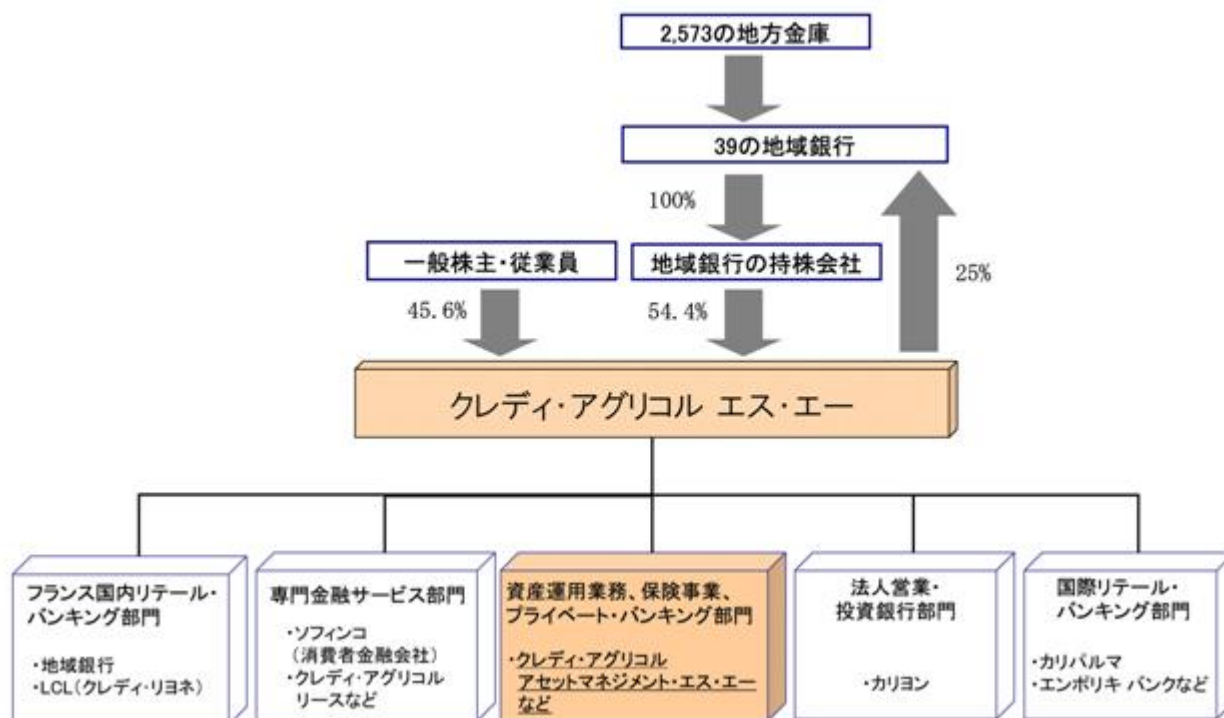
クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、「フランス国内リテール・バンキング部門」、「専門金融サービス部門」、「資産運用業務、保険事業、プライベート・バンキング部門」、「法人営業・投資銀行部門」、「国際リテール・バンキング部門」等と広範囲にわたっており、パリ、ロンドン、ニューヨーク、香港、東京を中心に世界各国に業務展開し、金融商品・サービスを提供しております。

<sup>1</sup> 自己資本(第一分類)は687.24億米ドル(出所:The Banker, July 2008)に基づきます。

<sup>2</sup> 2007年12月末現在

<sup>3</sup> 2008年12月末現在

<クレディ・アグリコル・グループの組織図>



\* 上記は、2008年7月末現在の組織図です。なお、組織図内の各比率は出資比率です。

#### <クレディ・アグリコル・グループの沿革>

- 1894年 相互組織形態の地方金庫として設立（明治27年）
- 1926年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル（CNCA（全国農業信用金庫））の設立
- 1986年 プレディカ（Predica（生命保険会社））の設立
- 1988年 金融持株会社に転換（政府保有分90%を地域銀行に売却。残りは従業員持株）
- 1990年 パシフィカ（Pacifica（損害保険会社））の設立
- 1996年 インドスエズ銀行（1975年創立、法人金融部門及び投資銀行部門）を買収
- 1999年 ソフィンコ（SOFINCO（消費者金融会社））を買収
- 2001年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコルからクレディ・アグリコル エス・エーに名称変更し、フランス証券取引所に株式公開
- 2002年 フィナレフ（FINAREF（消費者金融会社））を買収
- 2003年 クレディ・リヨネを買収

#### 《クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー概要》

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー（フランス）は、クレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の知識、ノウハウ、技術を結集させた資産運用会社として、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）から独立して、2005年9月1日に設立されました。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）と同一の運用チームが従来どおりの商品設計力とグループ内の資産運用サービスに基づいて、同社にてストラクチャード商品等を提供します。

#### 《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客さまに資産運用サービスを提供しております。現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、ストラクチャード商品、アジア株式、SRI（社会的責任投資）関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

当ファンドは、主として日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

日経平均株価とは日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

国内外の高格付の公社債、特に円建債券を主要投資対象とします。

当ファンドは、元本確保判定期間中の日経平均株価の水準（スタート日経平均株価に対する元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値の変化率）と償還時の日経平均株価の水準（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）により、価格（償還価格を含む）が変動する性格を持ち、かつ償還価格に上限のある円建債券を主要投資対象とし、当該円建債券の価格に応じて当ファンドの償還価額が決まるように運用されます。

- 1) 主要投資対象とする円建債券は、有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券を投資適格として投資対象とすることを基本とします。
- 2) 投資する円建債券は、信託期間内に償還する利付債券で、日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を有しています。  
当該債券の利子相当金額は主に収益分配金の支払に充当されます。
- 3) 当ファンドは当該債券を可能な限り高位に組入れますが、一部コール・ローンなどの短期金融資産を組入れる場合もあります。
- 4) 当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。
- 5) 信託期間中、投資債券の銘柄入替は原則として行わず、組入れた債券が償還されるまで保有することを基本とします。
- 6) 投資した円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の格付が著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。この場合においては、当該債券の売却価格（時価）は大幅に下落しており、当ファンドに大きな売却損が発生することがあります。また、投資した債券が単一銘柄の場合、途中売却により当ファンドを繰上償還することとなりますが、その際の償還時の当ファンドの基準価額は、途中売却により売却損が発生するため、後記に定める償還時基準価額の計算方法は適用されません。

著しく劣化した場合等とは、当該債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用格付が投機的格付となり、将来の債務不履行リスクや倒産の可能性が高まったと判断される場合などが想定されます。

判定日（設定後約1年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「償還基準レベル」）以上であった場合には、元本を確保（1万口当たり約10,000円）して繰上償還します。

予め定められた各判定日において、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情\*があるときは、当該判定日に変更される場合があります。

\*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

繰上償還せずに満期償還となる場合、当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

- 1) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も一定水準(「元本確保レベル」)以下に下落することがなかった場合、元本確保(1万口当たり約10,000円)プラス分配金相当額 約20円(1万口当たり/税引前)で償還します。

当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、満期償還時に満期償還価額の一部として支払われるものです。

- 2) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも元本確保レベル以下に下落した場合、元本確保機能はなくなります。日経平均株価の変化率(スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率)と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額約20円(1万口当たり/税引前)で償還します。ただし、上限価額は約10,020円(1万口当たり/税引前)となります。

資金動向、市況動向、日経平均株価の改廃、運用に関連する法令・税制・会計基準の改正・変更及びその他の特殊な状況等によっては、前記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

当ファンドの運用指図の権限は、クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーに委託します。

ファンドの仕組  
《ファンド用語》

判定日	設定後約1年後から毎年1月10日及び7月10日（休日の場合は翌営業日）。
繰上償還	当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短期約1年1ヵ月、最長約5年となります。
償還基準レベル	スタート日経平均株価に対する判定日の日経平均株価終値の騰落率が当該レベル以上であれば、繰上償還が決定となります。
スタート日経平均株価	設定時の基準となる日経平均株価。 平成19年7月23日（月）、24日（火）、25日（水）、26日（木）、27日（金）の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。 当ファンドのスタート日経平均株価は、17,761.9980円に決定しました。
ファイナル日経平均株価	繰上償還せずに満期償還となる場合で、かつ元本確保機能がなくなる場合のみに参照する数値で、満期償還時の基準となる日経平均株価。 平成24年6月14日（木）、15日（金）、18日（月）、19日（火）、20日（水）の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。
日経平均株価の変化率 （上昇率または下落率）	スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）。 計算式： $\left[ \frac{\text{ファイナル日経平均株価} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$ 償還時基準価額計算の際の日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）については前記数式で算出された数値を四捨五入せずに適用します。
元本確保判定期間	繰上償還せずに満期償還となる場合のみに参照する期間です。 4年半後判定日の翌営業日以降の一定期間（平成24年1月11日（水）から平成24年6月13日（水））を指します。 当該期間中の東京証券取引所における日々の日経平均株価終値を参照し、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%以下に下落しなければ、償還価額は元本確保となります。
元本確保	1万口当たり約10,000円を確保することであり、お申込金額からお申込手数料及び消費税等相当額を差引いた投資元本を確保することを指します。

当該期間中に金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情\*があるときは、参照期間及び判定日が変更される場合があります。

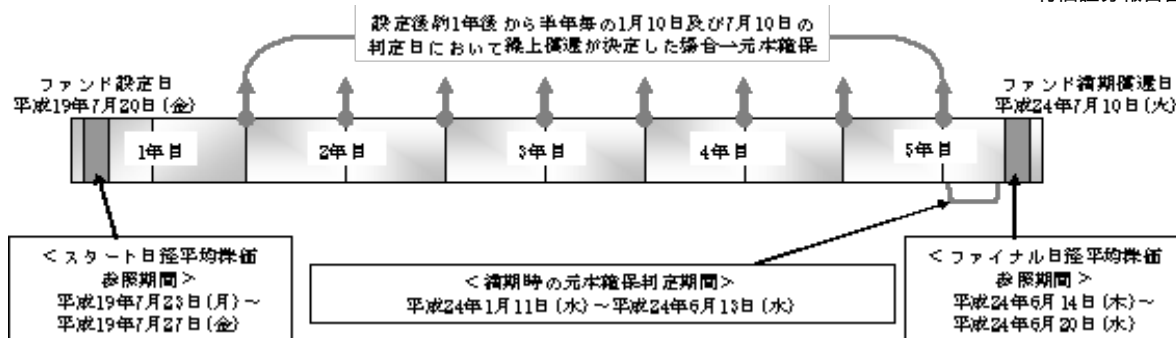
\* 東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

当ファンドのスタート日経平均株価、償還基準レベル及びファイナル日経平均株価については、確定後に、委託会社が販売会社を通して書面にて受益者にご報告致します。

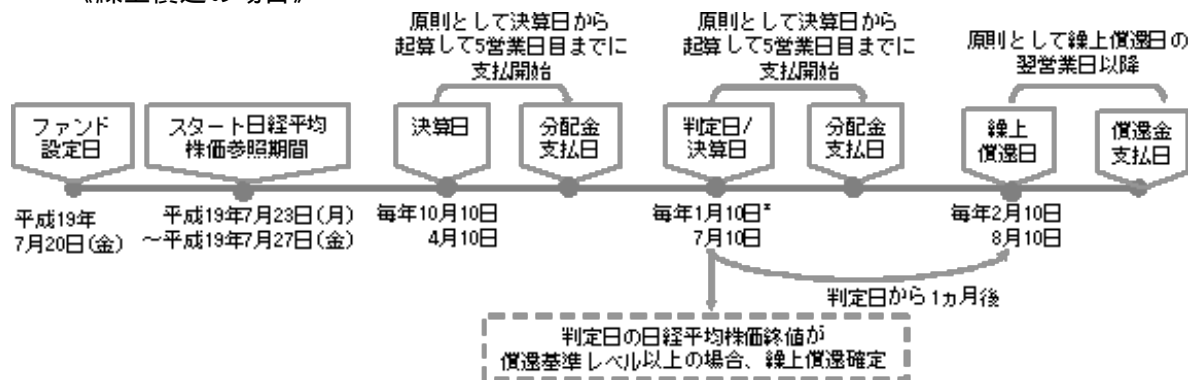
《判定日、償還基準レベル及び繰上償還日》

判定日	償還基準レベル （スタート日経平均株価と比較して）	繰上償還日
1年後（平成20年 7月10日（木））	+10%以上の場合	平成20年 8月11日（月）
1年半後（平成21年 1月13日（火））		平成21年 2月10日（火）
2年後（平成21年 7月10日（金））	+5%以上の場合	平成21年 8月10日（月）
2年半後（平成22年 1月12日（火））		平成22年 2月10日（水）
3年後（平成22年 7月12日（月））	±0%以上の場合	平成22年 8月10日（火）
3年半後（平成23年 1月11日（火））		平成23年 2月10日（木）
4年後（平成23年 7月11日（月））	-5%を超えて下落しない場合 （-5%と等しい場合を含む）	平成23年 8月10日（水）
4年半後（平成24年 1月10日（火））		平成24年 2月10日（金）

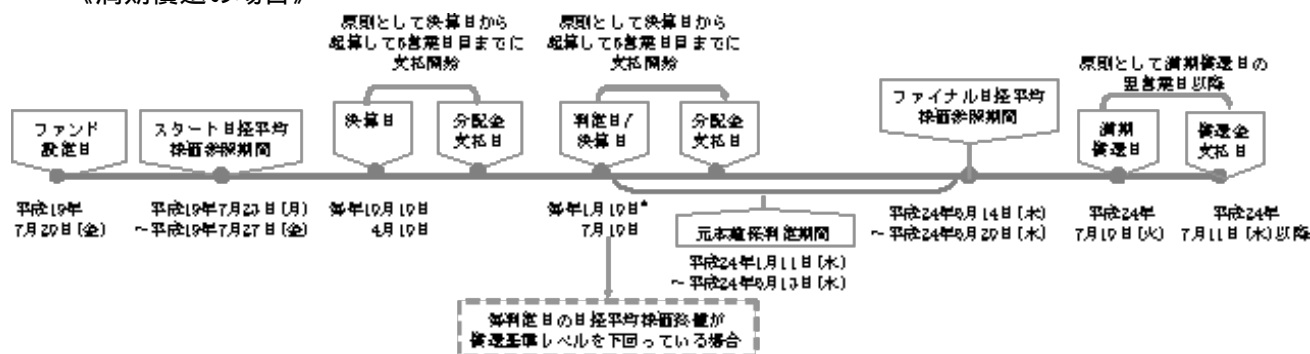
《当ファンドのスケジュール》



## 《繰上償還の場合》



## 《満期償還の場合》



\* 当ファンドは設定日から半年後（平成20年1月）は判定日を設けません。ただし、決算は行いますので、分配金をお支払いします。

当ファンドの判定日、決算日、繰上償還日が休日の場合は翌営業日となります。

当ファンドのスタート日経平均株価は、17,761.9980円に決定しました。

## 《分配金》

原則として、毎年4回分配金をお支払いします。

- ・1年目に合計約700円（1回につき約175円）、2年目以降に毎年合計約80円（1回につき約20円）の分配金（1万口当たり/税引前）をお支払いします。
- ・分配金額は、日経平均株価の推移や金利、為替レートの変動によって変わることはありません。
- ・分配金は、原則として毎年10月10日、1月10日、4月10日、7月10日の決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
- ・お申込みにあたっては、お申込手数料がかかります。お申込手数料率については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。

<分配金は>

\*分配金額は原則として1万口当たりの金額(税引前)です。

\*当ファンドが投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、分配金の一部または全額をお支払いできない場合もあります。

\*当ファンドでは、分配金の再投資は行いません。

\*満期償還時の分配金相当額(約20円)は、満期償還価額の一部としてお支払いします。

\*繰上償還になった場合、それ以降の期に対する分配金は支払われません。

[イメージ図]



<ご参考>

お申込金額1,000,000円(お申込手数料+消費税=15,509円)をご投資される場合(投資元本=984,499円)の分配金額

		1年後	2年後	3年後	4年後	満期償還時
税引後	分配金額	約62,028円	約6,698円	約6,304円	約6,304円	約6,304円 <sup>※</sup>
	累計額	約62,028円	約68,726円	約75,030円	約81,334円	約87,638円 <sup>※</sup>

<sup>※</sup>最終回分配金相当額を含みます。

お申込金額1,015,750円(お申込手数料+消費税=15,750円)をご投資される場合(投資元本=1,000,000円)の分配金額

		1年後	2年後	3年後	4年後	満期償還時
税引後	分配金額	約63,000円	約6,800円	約6,400円	約6,400円	約6,400円 <sup>※</sup>
	累計額	約63,000円	約69,800円	約76,200円	約82,600円	約89,000円 <sup>※</sup>

<sup>※</sup>最終回分配金相当額を含みます。

\*前記数値は、評価損益を理解して頂くために記載したもので実際の評価損益とは異なります。

\*お申込手数料は1.575%(税抜1.5%)、税率は平成21年3月31日までは10%、平成21年4月1日以降は20%で計算しております(税法の変更により前記税率は変更されております、税法が変更・改正された場合は前記内容が変更になることがあります)。

\*円未満の金額は、分配金額については四捨五入、税金については切り捨てで計算しております。

\*お申込手数料等は考慮しておりません、信託報酬その他諸費用は考慮しております

(前記<ご参考>表内の分配金額はお申込手数料等を考慮したうえで、各元本に対する分配金を記載しております)。

\*前記数値は組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

\*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

### 《償還の仕組み》

判定日の日経平均株価終値の水準次第では、元本確保で繰上償還します。

設定から約1年経過後、半年毎に繰上償還のチャンスがあります。



- ・繰上償還となった場合には、判定日から1ヵ月後の2月10日及び8月10日（休日の場合は翌営業日）を繰上償還日とし、原則として繰上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

\*繰上償還の場合、判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価より上昇していた場合でも償還額は約10,000円（元本確保）を超えて上昇することはありません。

### 《満期償還の場合》

繰上償還せずに満期償還となる場合は、元本確保判定期間の日経平均株価終値またはファイナル日経平均株価の水準次第で、満期償還額が決定します。満期時の元本確保の条件は、元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%以下に下落しないことです。

当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

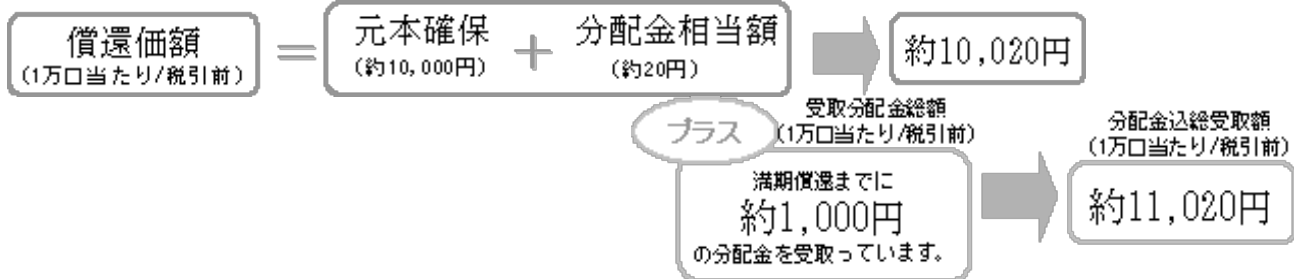
ケース 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も**マイナス40%**（=元本確保レベル）以下に下落しなかった場合

**元本確保** <sup>2</sup>プラス分配金相当額約20円（約10,020円）で償還します。

$$\text{※1 計算式：} \left[ \frac{\text{元本確保判定期間中における 日々の日経平均株価終値} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$$

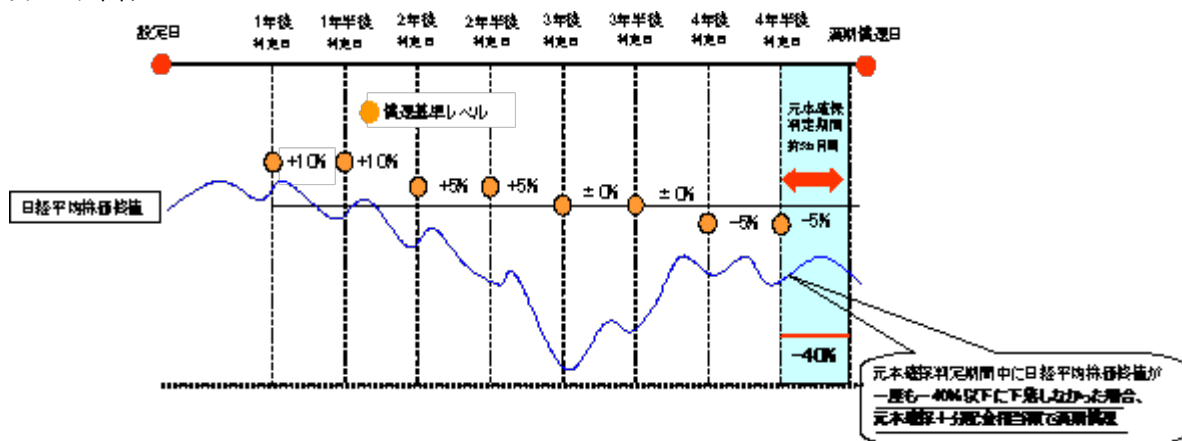
\*スタート日経平均株価とファイナル日経平均株価の変化率は、関係ありません。元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値のみをスタート日経平均株価と比較します。

<sup>2</sup> 1万口当たり約10,000円。お申込手数料等は考慮していません。



ケース の例

〔イメージ図〕



\*前記の例は、償還額と日経平均株価の関係を理解して頂くために記載したもので、実際の償還額や日経平均株価を表すものではありません。

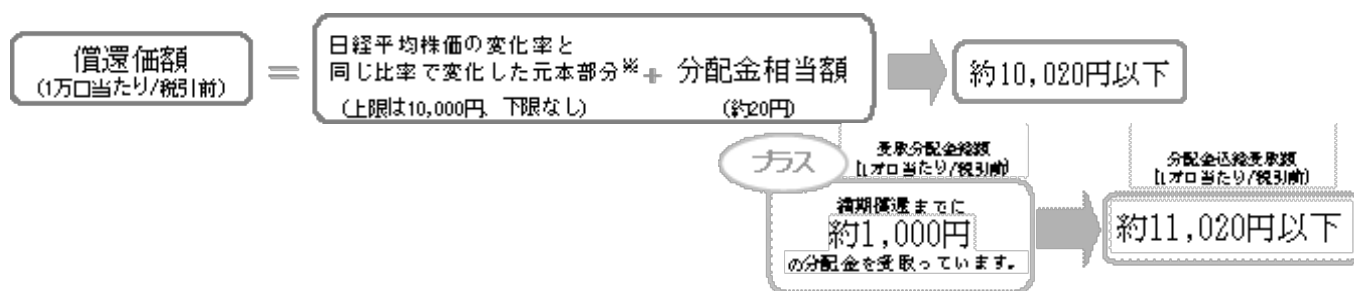
ケース 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも**マイナス40%**以下に下落した場合

**元本確保機能はなくなります。**

日経平均株価の変化率（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株

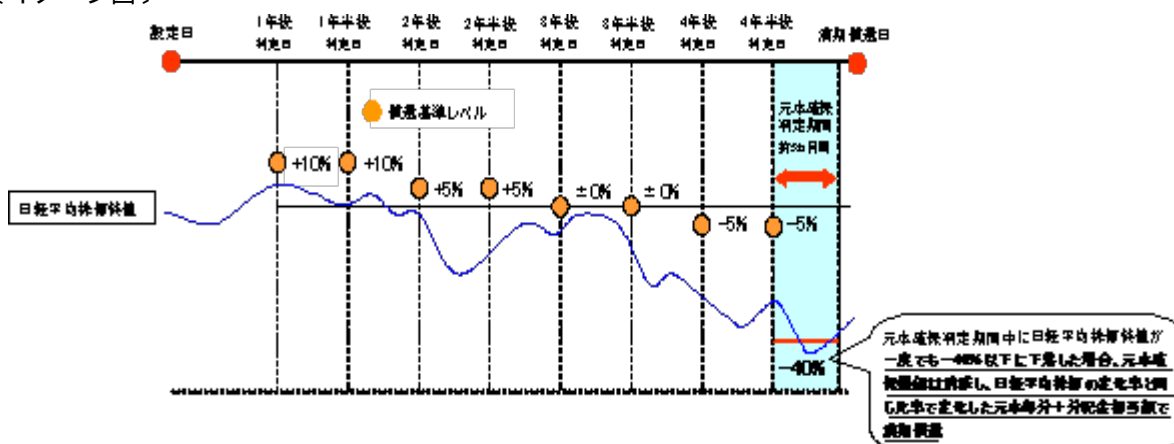
価の変化率)と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額で償還します。ただし、上限価額は約10,020円となります。

\*マイナス40%ちょうど下落した場合は、ケース に該当します。



$$\text{※10,000円} \times \left[ 1 + \frac{\text{ファイナル日経平均株価} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right]$$

ケース の例  
〔イメージ図〕



\*前記の例は、償還価額と日経平均株価の関係を理解して頂くために記載したもので、実際の償還価額や日経平均株価を表すものではありません。

- ・当ファンドの満期償還価額は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出します。
- ・満期償還金は、原則として満期償還日（平成24年7月10日）の翌営業日からお支払いします。

\* 満期償還の場合、ファイナル日経平均株価がスタート日経平均株価より上昇していた場合でも償還価額は約10,020円（元本確保 + 最終回分配金相当額）を超えて上昇することはありません。

<ご参考：日経平均株価の変化率と償還価額例（1万口当たり / 税引前）>

日経平均株価の変化率	+10%	±0%	-10%	-20%	-30%	-40%
償還価額	約10,020円	約10,020円	約9,020円	約8,020円	約7,020円	約6,020円

分配金相当額約20円を含みます。

\*お申込手数料等は考慮しておりません。信託報酬その他諸費用は考慮しております。

\*前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

\*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

<ご参考：概算損益表（お申込手数料率1.575%（税抜1.5%））>

お申込金額1,000,000円（お申込手数料 + 消費税 = 15,505円）でお買付した場合（投資元本 = 984,495円）

お申込金額	＝	投資元本	+	お申込手数料+消費税
¥1,000,000		¥984,495		¥15,505
		※お申込は984,495円を 限ります。		

繰上償還の場合（約1年後、約1年半後、約2年後、約2年半後、約3年後、約3年半後、約4年後、約4年半後に繰上償還になる

可能性があります）

償還期間	税引前償還金額	→	税引後償還金額	税引前分配金累計額	→	税引後分配金累計額	税引後償還金額 + 税引後分配金累計額	受益者の場合の 申込金額に対する 償還額
約1年	¥984,495		¥984,495	¥68,916		¥62,028	¥1,046,523	¥46,523
約1年半	¥984,495		¥984,495	¥72,854		¥65,574	¥1,050,069	¥50,069
約2年	¥984,495		¥984,495	¥76,792		¥68,726	¥1,053,221	¥53,221
約2年半	¥984,495		¥984,495	¥80,730		¥71,878	¥1,056,373	¥56,373
約3年	¥984,495		¥984,495	¥84,668		¥75,030	¥1,059,525	¥59,525
約3年半	¥984,495		¥984,495	¥88,606		¥78,182	¥1,062,677	¥62,677
約4年	¥984,495		¥984,495	¥92,544		¥81,334	¥1,065,829	¥65,829
約4年半	¥984,495		¥984,495	¥96,482		¥84,486	¥1,068,981	¥68,981

満期償還の場合（償還日：平成24年7月10日（火））

ケース：元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度でも - 40%以下に下落しなかった場合 元本確保となります。

日経平均株価の 変化率 (%)	税引前償還金額	→	税引後償還金額	税引前分配金累計額	→	税引後分配金累計額	税引後償還金額 + 税引後分配金累計額	受益者の場合の 申込金額に対する 償還額
元本に変わりありません	¥986,464 ※		¥986,071	¥98,451		¥86,062	¥1,072,133	¥72,133

ケース：元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度でも - 40%以下に下落した場合 償還額は日経平均株価の変化率次第となります。

日経平均株価の 変化率 (%)	税引前償還金額	→	税引後償還金額	税引前分配金累計額	→	税引後分配金累計額	税引後償還金額 + 税引後分配金累計額	受益者の場合の 申込金額に対する 償還額
10%	¥986,464 ※		¥986,071	¥98,451		¥86,062	¥1,072,133	¥72,133
0%	¥986,464 ※		¥986,071	¥98,451		¥86,062	¥1,072,133	¥72,133
約 - 7.367%	¥913,938		¥913,938	¥98,451		¥86,062	¥1,000,000	¥0
約 - 8.942%	¥898,433		¥898,433	¥98,451		¥86,062	¥984,495	¥ - 15,505
-40%	¥592,666		¥592,666	¥98,451		¥86,062	¥678,728	¥ - 32,272

償還金については、投資元本を超過した場合のみ、20%の税金が課されます。前記試算において、ケース の場合及びケース の場合で日経平均株価の変化率が10%及び0%の場合において課税されます。

\*元本確保判定期間中に、日経平均株価終値が一度でも - 40%以下に下落した場合は、償還額は日経平均株価の変化率次第となります。

\*前記数値は、日経平均株価と評価額等の関係をご理解いただくために作成したイメージ図であり、実際の損益を表すものではありません。

\*前記数値は組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

\*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

\*前記数値は、有価証券届出書提出日現在の個人の受益者に対する課税としての税率で試算しておりますので、収益分配金ならびに途中解約時及び償還時の元本超過額には平成21年3月31日までは10%、平成21年4月1日以降は20%の税金が課されることを前提として試算しております（税法の変更により前記税率は変更されております。税法が変更・改正された場合は前記内容が変更になることがあります）。

\*円未満の金額は、分配金額については四捨五入、税金については切り捨てで計算しております。

お申込金額1,015,750円（お申込手数料＋消費税＝15,750円）でお買付した場合（投資元本＝1,000,000円）

お申込金額	=	投資元本	+	お申込手数料＋消費税
¥1,015,750		¥1,000,000		¥15,750
		<small>*お言葉は1,000,000円 限ります。</small>		

繰上償還の場合（約1年後、約1年半後、約2年後、約2年半後、約3年後、約3年半後、約4年後、約4年半後に繰上償還になる可能性があります）

償還期間	税引前償還金額	税引後償還金額	税引前分配金累計額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 +税引後分配金累計額	上記Aの割合の 申込金額に対する 利益額
約1年	¥1,000,000	¥1,000,000	¥70,000	¥63,000	¥1,063,000	¥47,250
約1年半	¥1,000,000	¥1,000,000	¥74,000	¥66,600	¥1,066,600	¥50,850
約2年	¥1,000,000	¥1,000,000	¥78,000	¥69,800	¥1,069,800	¥54,050
約2年半	¥1,000,000	¥1,000,000	¥82,000	¥73,000	¥1,073,000	¥57,250
約3年	¥1,000,000	¥1,000,000	¥86,000	¥76,200	¥1,076,200	¥60,450
約3年半	¥1,000,000	¥1,000,000	¥90,000	¥79,400	¥1,079,400	¥63,650
約4年	¥1,000,000	¥1,000,000	¥94,000	¥82,600	¥1,082,600	¥66,850
約4年半	¥1,000,000	¥1,000,000	¥98,000	¥85,800	¥1,085,800	¥70,050

満期償還の場合(償還日:平成24年7月10日(火))

ケース : 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度も - 40%以下に下落しなかった場合 元本確保となります。

日経平均株価の变化率 (%)	税引前償還金額	税引後償還金額	税引前分配金累計額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 +税引後分配金累計額	上記Aの割合の 申込金額に対する 利益額
元本に劣りわずか	¥1,002,000 ※	¥1,001,600	¥100,000	¥87,400	¥1,089,000	¥73,250

ケース : 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度でも - 40%以下に下落した場合 償還価額は日経平均株価の変化率次第となります。

日経平均株価の变化率 (%)	税引前償還金額	税引後償還金額	税引前分配金累計額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 +税引後分配金累計額	上記Aの割合の 申込金額に対する 利益額
10%	¥1,002,000 ※	¥1,001,600	¥100,000	¥87,400	¥1,089,000	¥73,250
0%	¥1,002,000 ※	¥1,001,600	¥100,000	¥87,400	¥1,089,000	¥73,250
-7.365%	¥928,350	¥928,350	¥100,000	¥87,400	¥1,015,750	¥0
-8.94%	¥912,600	¥912,600	¥100,000	¥87,400	¥1,000,000	¥-15,750
-40%	¥602,000	¥602,000	¥100,000	¥87,400	¥689,400	¥-326,350

償還金については、投資元本を超過した場合のみ、20%の税金が課されます。前記試算において、ケース の場合及びケース の場合で日経平均株価の変化率が10%及び0%の場合において課税されます。

\*元本確保判定期間中に、日経平均株価終値が一度でも - 40%以下に下落した場合は、償還価額は日経平均株価の変化率次第となります。

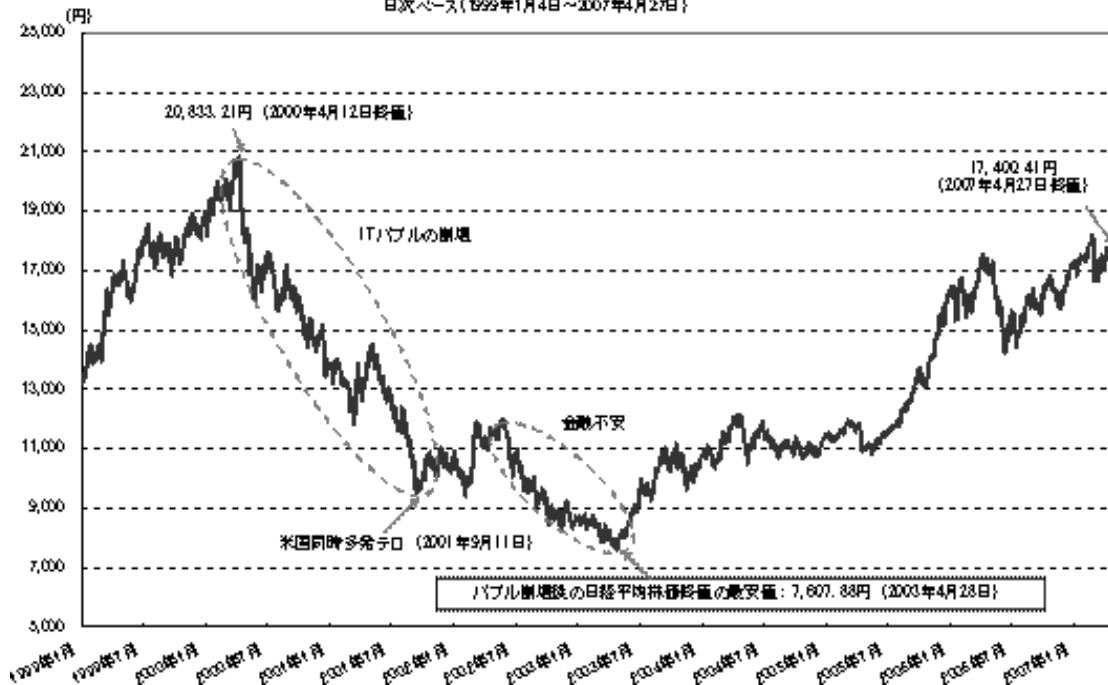
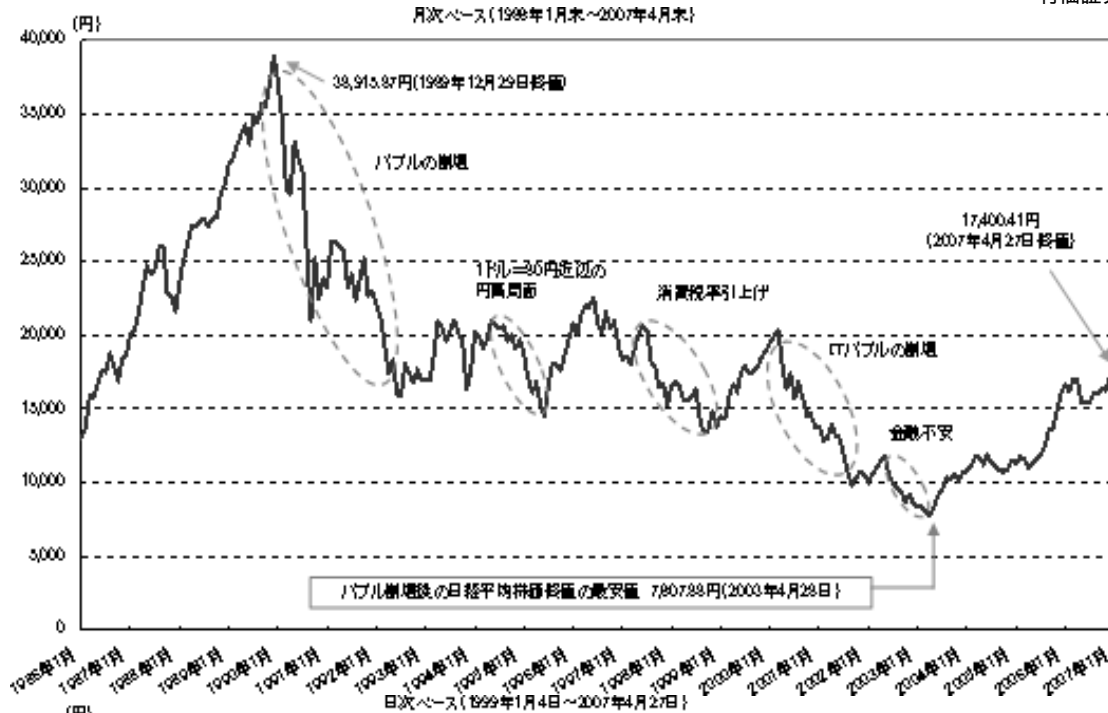
\*前記数値は、日経平均株価と評価額等の関係をご理解いただくために作成したイメージ図であり、実際の損益を表すものではありません。

\*前記数値は組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

\*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

\*前記数値は、有価証券届出書提出日現在の個人の受益者に対する課税としての税率で試算しておりますので、収益分配金ならびに途中解約時及び償還時の元本超過額には平成21年3月31日までは10%、平成21年4月1日以降は20%の税金が課されることを前提として試算しております(税法の変更により前記税率は変更されております。税法が変更・改正された場合は前記内容が変更になることがあります)。

## 《日経平均株価の推移》



\*前記のグラフはブルームバーグ等のデータに基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成したものです。

\*前記のグラフは過去のデータに基づき作成したものであり、将来を予測・保証するものではありません。

<ご参考：スタート日経平均株価とそのスタート日経平均株価から40%下落した日経平均株価の水準>

スタート日経平均株価の例	18,500円	18,000円	17,500円	17,000円	16,500円	16,000円	15,500円
40%下落した日経平均株価の水準	11,100円	10,800円	10,500円	10,200円	9,900円	9,600円	9,300円

\*前記のスタート日経平均株価は説明のための例であり、実際のスタート日経平均株価とは異なります。

\*実際のスタート日経平均株価は、平成19年7月23日（月）、24日（火）、25日（水）、26日（木）、27日（金）の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値となります。

\*当ファンドのスタート日経平均株価は、17,761.9980円に決定しました。

## 《主要投資対象とする円建債券の概要》

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の概要は、後記の通りです。

## 発行情報

発行体	<p>当ファンドは、有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&amp;プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券に投資します。 発行体は後記の通りです。</p> <p><b>ドイチェバンク・アーゲー・ロンドン（Deutsche Bank AG London）：</b> ドイツ最大、世界でも有数のユニバーサル・バンキング・グループであるドイツ銀行グループに属します。ドイチェバンクは、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、資産運用業務等幅広い金融業務を展開しています。 ドイチェバンクの格付は、A+ 格（スタンダード&amp;プアーズ社）、Aa1格（ムーディーズ社）（2009年3月13日現在）です。</p> <p>&lt;ドイチェバンク主要財務データ&gt;</p> <table border="1" data-bbox="467 577 1038 891"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ROE</td> <td>19.5%</td> </tr> <tr> <td>総収益</td> <td>約4.5兆円</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>約9,405億円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>約176.9兆円</td> </tr> <tr> <td>支店数</td> <td>1,717</td> </tr> <tr> <td>（うちドイツ国内）</td> <td>（934）</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>68,849</td> </tr> <tr> <td>（うちドイツ国内）</td> <td>（26,401）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ROE（株主資本利益率）は、平均株主持分合計利益率（税引後）を使用。 換算レート：1ユーロ = 157.13円。出所：Deutsche Bank - Annual Report 2006</p>		2006年	ROE	19.5%	総収益	約4.5兆円	当期純利益	約9,405億円	総資産	約176.9兆円	支店数	1,717	（うちドイツ国内）	（934）	従業員数	68,849	（うちドイツ国内）	（26,401）
	2006年																		
ROE	19.5%																		
総収益	約4.5兆円																		
当期純利益	約9,405億円																		
総資産	約176.9兆円																		
支店数	1,717																		
（うちドイツ国内）	（934）																		
従業員数	68,849																		
（うちドイツ国内）	（26,401）																		
債券の種類	円建債券 / 利付債 （ユーロ市場で発行される円建債券。為替リスクは有しません）																		
償還期限	約5年以内																		
1券面あたりの額面	100,000円																		

## 円建債券の特色

日経平均株価のオプション を内包しており、日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性質を有しています。複数のオプションの合成により、償還時の損益が予め決められた数値になるよう設計されています。

「オプション取引」とは、予め定められた期日あるいは期間内に予め定められた価格で有価証券等を売買する選択権付取引のことで、一定期間内に特定の価格で売買する権利を、プレミアム（オプション価格）の受払によって行う取引をいいます。

## (2) 【投資対象】

## 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第20条に定めるものに限りません）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

## 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定

により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)及び新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)
- 14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券及び12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券及び14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

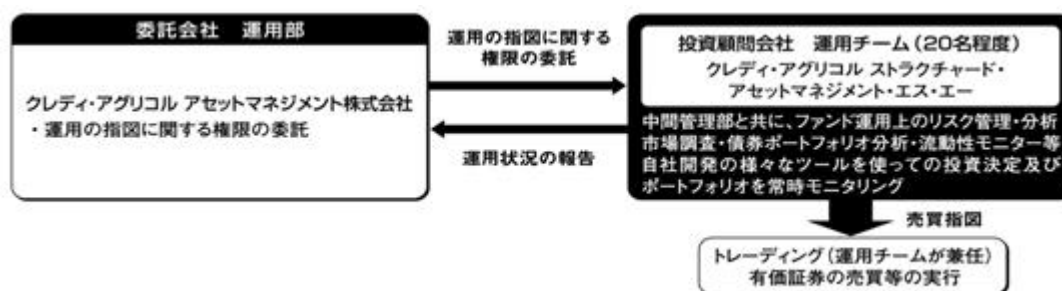
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

金融商品による運用の特例

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

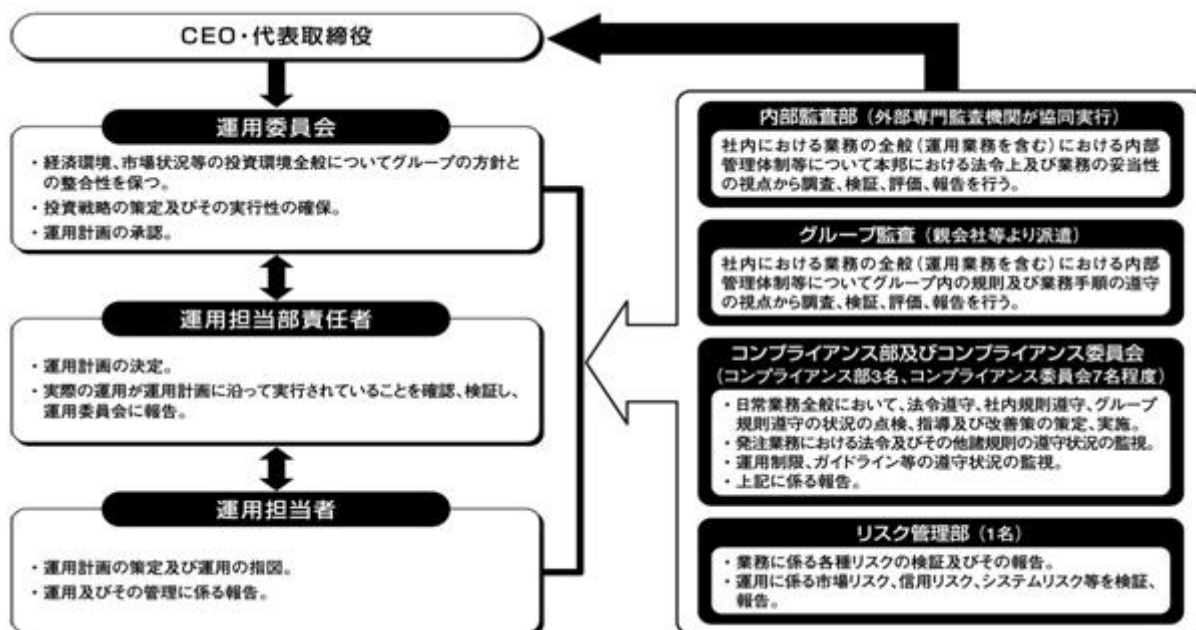
## (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関して当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

- ・ 分配金決定委員会規程
- ・ 外部委託先選定・管理規則
- ・ ブローカー選定委員会規程
- ・ 資金の借入れに係る業務規則等



#### 《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

当ファンドの運用においては、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、当ファンドの運用の委託先であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーが目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資目的、投資対象、分配方針等を確保しているかを、確認、監督します。また、投資制限等や関連諸法令及び社団法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

当ファンドの運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

- 1) 分配対象収益の範囲  
分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。
- 2) 分配対象収益についての分配方針  
分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定しますが、原則として1年目に合計約700円(1回につき約175円)、2年目以降に毎年合計約80円(1回につき約20円)の収益分配(1万口当たり/税引前)を目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針  
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益の分配

- 1) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務等の諸費用及び信託報酬(共に消費税等相当額含む)控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。  
( )当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額または配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ)から、信託事務等の諸費用及び信託報酬(共に消費税等相当額含む)ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額。  
( )当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から信託事務等の諸費用及び信託報酬(共に消費税等相当額含む)ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額。  
( )委託会社は前記( )( )の収益分配方式に従い収益分配を行います。原則として1年目に合計約700円(1回につき約175円)、2年目以降に毎年合計約80円(1回につき約20円)の収益分配(1万口当たり/税引前)を目指します。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休日の場合は、翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します)。
- 2) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (5)【投資制限】

当ファンドの信託約款で定める投資制限

- 1) 外貨建資産への投資制限  
委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。
- 2) 株式への投資制限  
株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への投資は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
- 3) 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式等への投資制限  
(a) 同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- (b) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債等への投資制限  
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 先物取引等の運用指図  
(a) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ)ならびに外国の取引所等(外国における店頭市場を含みます)におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。  
(b) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 7) スワップ取引の運用指図  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことの指図をすることができます。  
(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。  
(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 8) 金利先渡取引の運用指図  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。  
(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。  
(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。  
(e) 金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 9) 有価証券の貸付けの指図及び範囲  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の  
、  
の範囲内で貸付けの指図をすることができます。  
、  
株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式

の時価合計額を超えないものとします。

・ 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (b) 有価証券の貸付けが前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 10) 公社債の空売りの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 11) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 12) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 13) 受託者による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## 法令により禁止または制限される取引等

## 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

## 2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。なお、当ファンドは、全信託期間（繰上償還または満期償還まで）にわたってご投資頂くことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中解約による売買差益の追求等には適しておりません。以下は、当ファンドに関して考えられ得る主なリスクです。

#### 一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

#### 市場リスク

- ・ 上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落または市場金利の上昇等によっては、価格が下落する傾向があります。このため、日経平均株価が下落または市場金利が上昇した場合等には、当該債券の価格が下落することにより、当ファンドの基準価額は下落することがありますが、必ずしも日経平均株価や金利の変化に連動するものではありません。

#### 市場参加リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産の保管を委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

#### 相手方当事者の債務不履行

当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。

#### 信用リスク（破産または債務不履行）

- ・ 相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドの資金を回収することは不可能となり、受益者は多大な損失を被ることがあります。
- ・ 債券への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に債務超過の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、（発行体）企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をすることがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。
- ・ 当ファンドは、有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券を高位に組入れ、その債券の価格が日経平均株価の変化率に応じて決定されます。発行体の選別に関しては、クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーが慎重に行います。しかしながら、債券を発行する発行体、もしくは保証を与える金融機関が倒産及びその他の理由により当該債券の利息及び償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスク（信用リスク）を有しています。デフォルトが生じたとき、またはデフォルトが生じる可能性が高まったと

きには、当該債券の価格は大きく下落するまたは償還金が支払われなくなる可能性があることから、当初元本を大幅に下回る可能性があります。

- ・投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の格付が著しく劣化した場合には、委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。この場合においては、当該債券の売却価格(時価)は大幅に下落しており、当ファンドに大きな売却損が発生することがあります。また、投資した債券が単一銘柄の場合、途中売却により当ファンドを繰上償還することとなりますが、その際の償還時の当ファンドの基準価額は、途中売却により売却損が発生するため、前述した償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- ・投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化(信用リスクの上昇)によっては、日経平均株価の動向に関わらず、ファンドの運用目標とする収益分配金額及び償還価額を達成できない可能性があります。

#### ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 流動性リスク

- ・一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・当ファンドが主に投資する円建債券は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の発行体が前記 に記載した状況となった場合、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなることがあります。

#### 政治的リスク

ある国の政治状況が、当ファンドが投資する国の証券価値に影響をもたらすことがあり、結果として当ファンドの基準価額にも影響をもたらされることがあります。

#### 特定の債券への銘柄集中によるリスク

- ・当ファンドは、原則として円建債券を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。
- ・投資した債券が単一銘柄になった場合、途中売却により売却損が発生する可能性があります。これによって基準価額が下落することが考えられます。
- ・スタート日経平均株価決定後に円建債券が発行されることから、日経平均株価の動向によっては、評価額が発行直後に変動し、基準価額に影響を与えることがあります。

#### 価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落及び金利の上昇等により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります。当ファンドは、繰上償還の場合に元本確保機能があります。また、4年半後判定日の翌営業日以降の元本確保判定期間において、日々の日経平均株価終値が、予め決められた一定水準以下に下落しない場合は、満期償還時の元本確保機能がありますが、一定水準以下に下落した場合には、償還時基準価額は日経平均株価と同じ率で変化した価額プラス分配金相当額約20円となり、元本確保機能がなくなります。具体的には、元本確保判定期間中に日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス40%以下に下落し、かつスタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率がマイナス0.20%を超えた場合、当初元本を下回る可能性があります。なお、当ファンドが投資する円建債券は性質上、株価上昇時の償還価格には上限(当ファンドの基準価額ベースで約10,020円)があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合、上昇メリットを十分に享受できませんのでご注意ください。

最終回分配金相当額を考慮した場合、

#### 目標収益分配金額に関するリスク

- ・当ファンドが設定日から平成24年7月10日までの期間について表示している目標収益分配金額は平成19年4月24日時点において目標としている運用成果であり、将来の市場環境等により変更されることがあります。
- ・表示されている目標収益分配金額は将来の運用成果等を約束するものではありません。
- ・日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制及び会計基準等の変更により、表示されている目標収益分配金額の支払が予定通り行われなくなる場合があります。

#### 解約制限

- ・当ファンドは、3ヵ月毎の途中解約及び特別な事由による途中解約(特別解約)の場合を除き償還日まで換金できません。さらに、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情\*があるときは、途中解約請求の受付が中止されることがあります。なお、途中解約の際には信託財産留保額1.0%が差引かれます。  
\*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。
- ・当ファンドは、繰上償還日における元本の確保及び満期償還日における元本損失リスクの軽減を目指して運用されますが、信託期間中の途中解約の際に適用される価額は、組入債券の部分売却が可能である価格(時価)を基に算出したものとなり、実勢での取引となるため、日経平均株価の水準に関わらず当初元本を割り込むことがあります。
- ・信託期間中に途中解約される場合、各種リスク要因により当ファンドの基準価額が変動するため、前述した償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- ・当ファンドは3ヵ月毎の途中解約及び特別な事由による途中解約(特別解約)が可能ですが、解約価額はお客様が既に受取られた分配金を考慮しても当初元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

#### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因になります。

#### デリバティブ取引に伴うリスク

- ・当ファンドは、金融派生商品に投資することがあります。金融派生商品とは、その価値が組入資産、指標金利に由来し若しくは派生する金融契約形態です。組入資産及び指標金利には、債券、株式、金利、為替レート、債券指標、株式指標が含まれます。
- ・金融派生商品は、運用の専門家が適正に利用することで有効な運用手段となりえますが、金融派生商品は伝統的な運用資産への投資に伴うリスクとは異なる、より大きなリスクを伴うことがあります。金融派生商品にかかるリスクとしては、市場リスク、経営リスク、信用リスク、流動性リスク及びレバレッジリスクが挙げられます。
- ・オプション及び先物を含む投資資産のリスクは非常に高いといえます。
- ・オプション取引においては、短期間のうちに全ての投資額を失うこともあり得ます。特に、理論上コール・オプションの発行は無限大にリスクを広げることになります。
- ・先物の価格は非常に変動しやすいといえます。先物取引において通常要求される低い証拠金額のため、典型的な先物取引口座ではレバレッジの程度が非常に高くなります。その結果、先物契約における比較的小さな価格の変動が大きな損失を生じることがあります。
- ・運用に活用されるデリバティブは、信託財産の価値が無意味に変動するのを防ぐという役割を担っているということが指摘されます。利益を相殺すれば、このような戦略により損失のリスクは軽減されますが、完全にリスクを回避することは不可能です。

#### 日経平均株価の銘柄構成入替えのリスク

日経平均株価の銘柄構成変更(平成12年4月には30銘柄の入替え実施がありました)、株式市場自体の変化などにより、日経平均株価の指標性や価格変動性などが大きく変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。ただし、当ファンドの償還価額の決定方法に変更はありません。また、将来、日経平均株価が消滅する可能性もあります。その場合、委託会社の判断で円建債券を売却し、安定運用に切り替えることから、当ファンドの目標とする商品性とは全く異なる収益・損失に

なる可能性があります。

#### 規制の変更

- ・法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性もあります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- ・当ファンドが目標とする分配金額及び償還時（繰上償還時及び満期償還時）基準価額は、平成19年4月1日現在の日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制（消費税等の料率を含む）及び会計基準等に基づいて試算されているため、将来における当該事項の改正及び変更によっては、本書に表示されている通りにはならないことがあります。

#### その他

- ・当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。
- ・当ファンドが繰上償還になるかどうかの判定が行われる日（判定日）は、設定後約1年後から毎年1月10日及び7月10日（休日の場合は翌営業日）の各一日だけです。したがって、当該判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が償還基準レベルに達していたとしても、当該判定日当日における日経平均株価終値が償還基準レベルに達していなければ繰上償還とはなりません。
- ・信託期間中の基準価額は日経平均株価の変化を償還時と同じように反映するものではありません。
- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券の一部を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。また、前述した償還時の基準価額の計算方法が適用されないことがあります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

#### (2) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

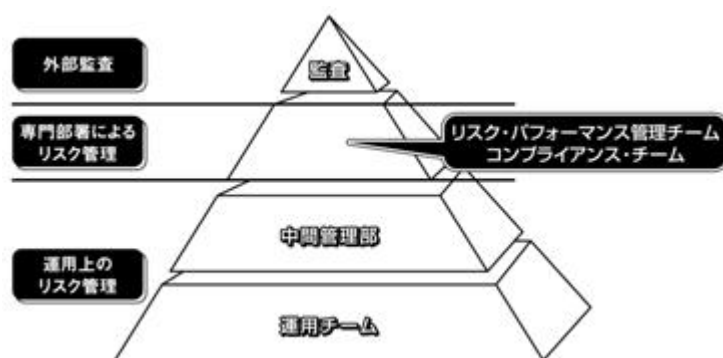
#### (3) リスク管理体制

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー（投資顧問会社）のリスク管理体制

親会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーのリスク管理ツール及びリスク管理プロセスに準じます。

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーのリスクモニター及びリスク

管理は次の3段階で行っています。



#### ・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するストラクチャード商品運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行います。

#### ・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

#### ・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの母体）及びクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

#### クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（委託会社）のリスク管理体制

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- ( ) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。
- ( ) 投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- ( ) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム

・トラブル等)の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方を講じています。

( )コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム(IT)等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、1.575%（税抜1.5%）を上限に販売会社が定めるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.caam.co.jp>）でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、当該換金時（途中解約時）には、基準価額から1.0%の信託財産留保額 が差引かれます。

途中解約に対応して有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生する他、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益者間の公平性に資する目的で導入されています。この信託財産留保額は、当ファンド自体に留保されます。

##### (3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		方法
平成19年7月20日から第4計算期間末（平成20年7月10日まで）の計算期間を通じて毎日	信託報酬の総額	信託財産の元本総額に対し、年率1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た金額	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.798% （税抜0.76%）
		《委託会社報酬の内 投資顧問会社分*》	《税抜0.228%以内》
		販売会社	年率0.7455% （税抜0.71%）
	受託会社	年率0.0315% （税抜0.03%）	第1計算期間の終了日、第2計算期間の終了日、第3計算期間の終了日及び第4計算期間の終了日に当該終了日の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託契約の解約が第4計算期末以前に発生した場合は当該一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。

\*日本国外においてかかる費用（信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬等）に関しては、消費税が課されません。

##### (4)【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用及び監査報酬

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2)信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎年1月及び7月に到

来する計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁することを原則とします。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

## (5)【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります(下記は、平成21年2月末日現在の税法に基づきます)。

## 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中解約時 償還時	平成22年12月31日まで	課税対象	解約価額または償還価額から取得費(申込手数料等を含みます)を控除した場合に生じる利益(譲渡所得)
		源泉徴収の有無	無 <sup>1</sup>
		申告方法	確定申告による申告分離課税 <sup>2</sup>
		税率	確定申告による税率は、その年の株式等の譲渡所得に係る金額の合計額が年500万円以下の部分は10%(所得税7%、地方税3%)、年500万円超の部分は20%(所得税15%、地方税5%)となります。
	平成23年1月1日以降	課税対象	解約価額または償還価額から取得費(申込手数料等を含みます)を控除した場合に生じる利益(譲渡所得)
		源泉徴収の有無	無 <sup>1</sup>
		申告方法	確定申告による申告分離課税
		税率	確定申告による税率は、20%(所得税15%、地方税5%)となります。
収益分配時	平成22年12月31日まで	課税対象	収益分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 <sup>3</sup> 又は確定申告による総合課税又は申告不要 <sup>4 5</sup>
		税率	申告分離課税の場合は、その年の配当所得の合計額が年100万円以下の部分は10%(所得税7%、地方税3%)、年100万円超の部分は20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成23年1月1日以降	課税対象	収益分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 <sup>3</sup> 又は確定申告による総合課税又は申告不要 <sup>5</sup>
		税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。

- 1 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合には、平成22年12月31日までは10%の税率で、平成23年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。
- 2 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合において、源泉徴収選択口座内の年間の譲渡所得等の金額と源泉徴収選択口座以外の上場株式等の年間の譲渡所得の金額の合計額が500万円以下であれば、源泉徴収選択口座については申告不要とすることができます。
- 3 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。
- 4 平成21年、平成22年のそれぞれの年において、年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係る配当等を除く配当の合計額が100万円を超える場合には、それぞれの年においては申告不要を選択することができません。
- 5 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合において、その口座を通じて配当の支払を受けるときは、その配当については申告不要とすることができます(平成22年1月1日以降の予定)。

### 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中解約時 償還時	平成21年4月1日以降	課税対象	元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成21年4月1日以降	課税対象	収益分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客さまの投資元本(1口につき1円(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)をいいます)を上回る金額に対して課税されます。

### 買取の場合

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税をしていただきます。

買取のお取扱いは販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社へお問い合わせください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用の対象ではありません。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

## 5【運用状況】

以下は平成21年2月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点第3位以下切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

## (1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	イギリス	6,650,142,320	97.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		189,337,188	2.76
合計（純資産総額）		6,839,479,508	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
1	イギリス	社債券	DEUTSCHE BANK 日経225 リンク債	14,693,200,000	99.50	14,619,734,000	45.26	6,650,142,320	0.28	2012/06/29	97.23

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率（%）
外国	社債券	97.23
合計		97.23

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成21年2月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落) (円)	1口当たり 純資産額 (分配付) (円)
第1特定期間末 (平成20年 1月10日)	12,489,784,500	12,747,550,434	0.8479	0.8654
第2特定期間末 (平成20年 7月10日)	10,779,420,913	11,036,828,097	0.7328	0.7503
第3特定期間末 (平成21年 1月13日)	7,610,268,517	7,639,673,558	0.5176	0.5196
平成20年 2月末日	11,829,726,380	-	0.8036	-
3月末日	10,972,978,973	-	0.7454	-
4月末日	11,585,307,606	-	0.7870	-
5月末日	11,604,240,232	-	0.7889	-
6月末日	11,240,184,213	-	0.7642	-
7月末日	11,066,672,227	-	0.7524	-
8月末日	10,825,919,432	-	0.7362	-
9月末日	10,122,637,045	-	0.6884	-
10月末日	7,533,903,986	-	0.5123	-
11月末日	7,057,366,180	-	0.4800	-
12月末日	7,505,803,608	-	0.5105	-
平成21年 1月末日	7,217,489,579	-	0.4909	-
2月末日	6,839,479,508	-	0.4655	-

(注) 純資産総額(分配付)及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

## 【分配の推移】

期間	1口当たり分配金 (円)
第1特定期間 自 平成19年7月20日 至 平成20年1月10日	0.0350
第2特定期間 自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	0.0350
第3特定期間 自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日	0.0040

(注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

## 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成19年7月20日 至 平成20年1月10日	11.7
第2特定期間	自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	9.4
第3特定期間	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日	28.8

(注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成19年7月20日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、販売会社によって、募集期間中（平成19年6月1日（金）から平成19年7月18日（水））の各営業日に募集が行われました。

#### 2【換金（解約）手続等】

##### 1）途中解約の受付

途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、信託期間中、毎年2月10日、5月10日、8月10日及び11月10日（休日の場合は翌営業日）を解約実行日として、その各解約実行日の7営業日前から3営業日前の間に、途中解約の実行の請求を受付けます。ただし、平成19年8月にかかる途中解約及び繰上償還決定後の途中解約の実行の請求は、受付けません。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、次の特別な事由による場合に限り、毎営業日を解約実行日として、途中解約（特別解約）の実行の請求を受付けます。受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等）は、特別解約の実行を請求することができます。
  - ・受益者が死亡したとき
  - ・受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
  - ・受益者が破産手続開始決定を受けたとき
  - ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
  - ・その他 ．から ．に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき
- (c) 受益者が途中解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。この場合において、受益者が、前記(b)に規定する事由によりその請求をするときは、委託会社及び委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求められることができるものとします。

##### 2）途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の請求の受付は、月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午後3時まで（半日営業日の場合には午前11時）とさせていただきます。午後3時（半日営業日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日でのお取扱いとさせていただきます。
- (b) 販売会社は、解約実行日が東京証券取引所の休業日ならびにパリの銀行休業日及び祝休日のいずれかに該当する場合には、途中解約の実行の請求を受けないものとします。
- (c) 解約価額は、解約実行日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に1.0%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。
- (d) 解約金は、解約実行日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。
- (e) 解約価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）をもとに算出しますので、償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- (f) 当ファンドは3ヵ月毎の途中解約及び特別な事由による途中解約（特別解約）が可能ですが、解約価額はお客様が既に受取られた分配金を考慮しても当初元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

##### 3）解約単位

1万口単位または1口単位とします。

販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

#### 5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情\*があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。

\*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

- (b) 途中解約の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に1.0%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

#### 6) 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### 7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問い合わせください。

#### 8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、及び既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

\*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。

## 2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は平成19年7月20日から平成24年7月10日までとします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。

## (4) 【計算期間】

1) この信託の計算期間は、原則として毎年7月11日から10月10日、10月11日から翌年1月10日、1月11日から4月10日及び4月11日から7月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年10月10日までとします。

2) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

## 1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき
- ・ 次の場合においては、繰上償還の判定日から1ヵ月後にこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ・ 設定後約1年後から半年毎の判定日における日経平均株価終値の水準が、予め定めた償還基準レベルを上回っている場合

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を

公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記 から までの規定は、前記 . の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。

- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

## 3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 5) 運用報告書の作成

委託会社は、1月と7月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

## 6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資

顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託者が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して、5営業日までにお支払いを開始します)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(休日の場合は当該償還日の翌営業日)の翌営業日)から受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### 途中解約(換金)請求権

- 1) 受益者は、1万口単位または1口単位で途中解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約実行日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。  
\*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問い合わせください。

### 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

### 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2特定期間(平成20年1月11日から平成20年7月10日まで)及び第3特定期間(平成20年7月11日から平成21年1月13日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

CAチェルシー・リスク軽減型ファンド2007-7

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2特定期間末 (平成20年 7月10日)	第3特定期間末 (平成21年 1月13日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	478,159,680	-
コール・ローン	-	211,219,587
社債券	10,614,014,400	7,423,632,300
未収利息	-	289
その他未収収益	2,712,541	5,421,382
流動資産合計	11,094,886,621	7,640,273,558
資産合計	11,094,886,621	7,640,273,558
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	257,407,184	29,405,041
未払受託者報酬	1,155,171	-
未払委託者報酬	56,603,353	-
その他未払費用	300,000	600,000
流動負債合計	315,465,708	30,005,041
負債合計	315,465,708	30,005,041
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,2 14,708,981,979	1,2 14,702,520,743
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3 3,929,561,066	3 7,092,252,226
元本等合計	10,779,420,913	7,610,268,517
純資産合計	10,779,420,913	7,610,268,517
負債純資産合計	11,094,886,621	7,640,273,558

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2特定期間 (自 平成20年 1月11日 至 平成20年 7月10日)	第3特定期間 (自 平成20年 7月11日 至 平成21年 1月13日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	668,767,598	82,730,953
有価証券売買等損益	1,737,144,240	3,190,382,100
その他収益	5,463,396	2,708,841
<b>営業収益合計</b>	<b>1,062,913,246</b>	<b>3,104,942,306</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,308,723	-
委託者報酬	<sup>1</sup> 113,127,815	<sup>1</sup> -
その他費用	1,201,035	1,104,265
<b>営業費用合計</b>	<b>116,637,573</b>	<b>1,104,265</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>1,179,550,819</b>	<b>3,106,046,571</b>
経常利益又は経常損失( )	1,179,550,819	3,106,046,571
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>1,179,550,819</b>	<b>3,106,046,571</b>
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,239,697,479	3,929,561,066
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>4,720,350</b>	<b>2,170,415</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,720,350	2,170,415
<b>分配金</b>	<sup>2</sup> 515,033,118	<sup>2</sup> 58,815,004
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>3,929,561,066</b>	<b>7,092,252,226</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2特定期間 (自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日)	第3特定期間 (自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	社債券 個別法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、金融商品 取引業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しな い)、価格情報会社の提供する価 額で評価しております。	社債券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い	特定期間末日の取扱い 平成21年1月10日が休日のため、 信託約款第34条により、当特定期 間末日を平成21年1月13日として おり、このため当特定期間は187 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2特定期間末 (平成20年7月10日)	第3特定期間末 (平成21年1月13日)
1 設定年月日	平成19年7月20日	平成19年7月20日
設定元本額	14,734,681,979円	14,734,681,979円
期首元本額	14,729,481,979円	14,708,981,979円
元本残存率	99.8%	99.7%
2 特定期間末日における 受益権の総数	14,708,981,979口	14,702,520,743口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 3,929,561,066円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 7,092,252,226円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2特定期間 (自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日)	第3特定期間 (自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日)
<p>1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部又は全部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 委託者報酬から販売代行手数料を除いた額の27%以内を支払っております。</p> <p>2 分配金の計算過程 (平成20年1月11日から平成20年4月10日までの計算期間) 計算期間末における費用等控除後の配当等収益が279,201,311円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益279,201,311円を分配対象収益として、うち257,625,934円を分配金額としております。</p> <p>A 当ファンドの配当等収益 337,410,987円 B 経費 58,209,676円 C 差引配当等収益額 (A - B) 279,201,311円 D 当ファンドの当期末残存受益 14,721,481,979口 権口数 E 当ファンドの期中平均残存受益 14,724,148,645口 益権口数 F 分配可能額 (C × D / E) 279,150,745円 G 1万口当たり分配可能額 189円 (F / D) × 10,000 H 1万口当たり分配額 175円 I 分配額 257,625,934円</p> <p>(平成20年4月11日から平成20年7月10日までの計算期間) 計算期間末における費用等控除後の配当等収益が278,392,110円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益278,392,110円を分配対象収益として、うち257,407,184円を分配金額としております。</p> <p>A 当ファンドの配当等収益 336,820,007円 B 経費 58,427,897円 C 差引配当等収益額 (A - B) 278,392,110円 D 当ファンドの当期末残存受益 14,708,981,979口 権口数 E 当ファンドの期中平均残存受益 14,712,815,312口 益権口数 F 分配可能額 (C × D / E) 278,319,576円 G 1万口当たり分配可能額 189円 (F / D) × 10,000</p>	<p>1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部又は全部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>2 分配金の計算過程 (平成20年7月11日から平成20年10月10日までの計算期間) 計算期間末における費用等控除後の配当等収益が43,641,280円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益43,641,280円を分配対象収益として、うち29,409,963円を分配金額としております。</p> <p>A 当ファンドの配当等収益 44,119,959円 B 経費 478,679円 C 差引配当等収益額 (A - B) 43,641,280円 D 当ファンドの当期末残存受益 14,704,981,979口 権口数 E 当ファンドの期中平均残存受益 14,705,981,979口 益権口数 F 分配可能額 (C × D / E) 43,638,312円 G 1万口当たり分配可能額 29円 (F / D) × 10,000 H 1万口当たり分配額 20円 I 分配額 29,409,963円</p> <p>(平成20年10月11日から平成21年1月13日までの計算期間) 計算期間末における費用等控除後の配当等収益が40,694,249円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益40,694,249円を分配対象収益として、うち29,405,041円を分配金額としております。</p> <p>A 当ファンドの配当等収益 41,319,835円 B 経費 625,586円 C 差引配当等収益額 (A - B) 40,694,249円 D 当ファンドの当期末残存受益 14,702,520,743口 権口数 E 当ファンドの期中平均残存受益 14,703,341,155口 益権口数 F 分配可能額 (C × D / E) 40,691,978円 G 1万口当たり分配可能額 27円 (F / D) × 10,000</p>

H	1万口当たり分配額	175円	H	1万口当たり分配額	20円
I	分配額	257,407,184円	I	分配額	29,405,041円

(有価証券に関する注記)

第2特定期間末(平成20年7月10日)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当特定期間の損益に含まれた 評価差額(円)
社債券	10,614,014,400	1,735,662,000
合計	10,614,014,400	1,735,662,000

第3特定期間末(平成21年1月13日)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当特定期間の損益に含まれた 評価差額(円)
社債券	7,423,632,300	3,190,382,100
合計	7,423,632,300	3,190,382,100

(デリバティブ取引等に関する注記)

第2特定期間(自平成20年1月11日 至 平成20年7月10日)

該当事項はありません。

第3特定期間(自平成20年7月11日 至 平成21年1月13日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2特定期間(自平成20年1月11日 至 平成20年7月10日)

該当事項はありません。

第3特定期間(自平成20年7月11日 至 平成21年1月13日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2特定期間末 (平成20年7月10日)	第3特定期間末 (平成21年1月13日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7328円 (7,328円)	0.5176円 (5,176円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額(円)	備考
社債券	日本円	DEUTSCHE BANK 日経225 リンク債	14,709,000,000	7,423,632,300	
	社債券合計		14,709,000,000	7,423,632,300	
	合計		14,709,000,000	7,423,632,300	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成21年2月末日現在

資産総額	6,839,627,423円
負債総額	147,915円
純資産総額( - )	6,839,479,508円
発行済口数	14,693,129,283口
1口当たり純資産額( / )	0.4655円
(1万口当たり純資産額)	(4,655円)

## 第5【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成19年7月20日 至 平成20年1月10日	14,734,681,979	5,200,000	14,729,481,979
第2特定期間	自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日		20,500,000	14,708,981,979
第3特定期間	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日		6,461,236	14,702,520,743

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 設定口数は、当初設定口数です。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金	3億円
	発行株式総数	70,000株
	発行済株式総数	23,200株

直近5年間における主な資本金の額の増減：

平成17年1月4日 減資による資本金の減少額	7億1,000万円
------------------------	-----------

##### (2) 委託会社の機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を会長に、その他の取締役から代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を社長に任命することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

##### <運用体制>

###### ( )運用委員会

###### <各委員会、会議>

###### アセット・アロケーション委員会（毎月）

決定事項：世界の主要マーケットにおける経済、金利、通貨、企業収益及び株式市場等の最新情報を検討し、いわゆる トップ・ダウン方式によりグローバル・アセット・アロケーションを決定します。

###### アセット・アロケーション・ミーティング（四半期毎）

決定事項：調査インプットを再検討し、次四半期のアジアのアセット・アロケーションを決定します。

###### 戦略会議（毎月）

決定事項：マクロ経済・投資環境分析と個別セクター・市場動向の分析・予測をします。

###### 銘柄選択会議（毎月）

決定事項：投資対象リストを作成、更新します。

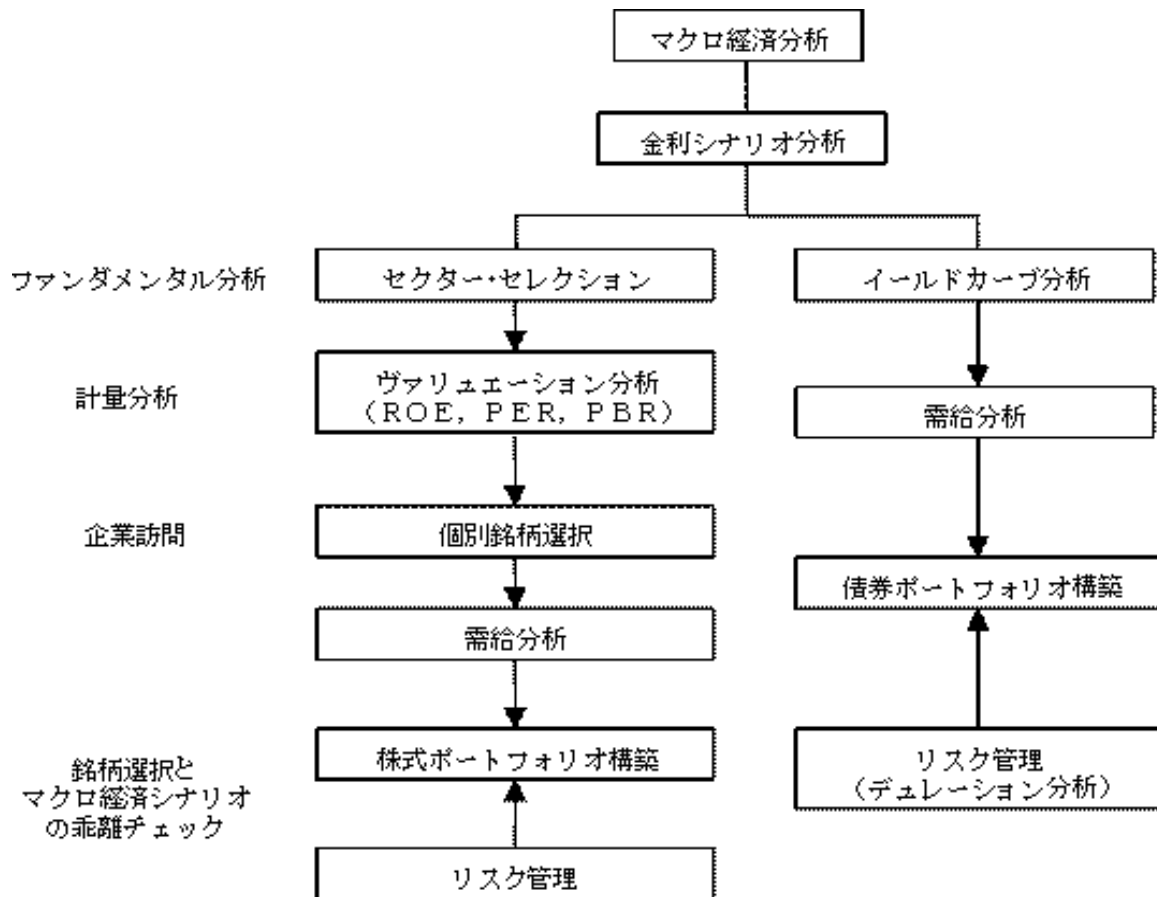
###### ウィークリー・ミーティング（毎週）

決定事項：直近の出来事や、前回の会議で予測不能であった事象などの投資環境への影響を討議します。討議の内容を各自ポートフォリオ調整に反映させ、組織としてのストラテジーの一貫性を維持します。

###### ( )意思決定プロセス

「グローバル・マクロ経済シナリオ」に基づき、以下の手順でポートフォリオの構築が行われま

す。



\* <運用体制> は、委託会社が運用指図の権限を委託する投資顧問会社のものを含みます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年2月末日現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産額合計(百万円)
追加型株式投資信託	15	193,295
単位型株式投資信託	87	239,079
合計	102	432,374

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令129号）に基づいて、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
(資産の部)							
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
流動資産							
現金			164			-	
預金			1,607,440			-	
現金・預金			-			1,743,280	
関係会社短期貸付金			150,000			210,000	
前払費用	*1		693,242			699,402	
未収入金			80,547			24,651	
未収委託者報酬			458,367			704,752	
未収収益	*1		381,041			113,206	
繰延税金資産			354,232			351,586	
立替金	*1		80,077			82,744	
未収消費税等			8,829			10,061	
その他			38			69	
流動資産計			3,813,982	79.0		3,939,756	73.3
固定資産							
有形固定資産			55,646	1.2		101,118	1.9
建物附属設備	*2	45,814			40,757		
器具備品	*2	9,831			60,361		
無形固定資産			1,595	0.0		5,445	0.1
ソフトウェア	*3	1,011			4,860		
電話加入権		584			584		
投資その他の資産			959,332	19.9		1,327,848	24.7
投資有価証券		1,209			203,003		
長期差入保証金		102,076			326,979		
長期前払費用		-			3,095		
会員預託金		1,000			-		
関係会社株式		10,000			10,000		
繰延税金資産		845,046			784,770		
固定資産計			1,016,575	21.0		1,434,412	26.7
資産合計			4,830,557	100.0		5,374,169	100.0

		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
(負債の部)							
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
流動負債							
預り金			41,549			65,585	
未払金	*1		357,086			583,202	
未払手数料		268,883			409,247		
その他未払金		88,202			173,955		
未払費用	*1		316,040			422,960	
未払配当金			-			445,370	
未払法人税等			159,873			53,126	
前受収益			2,614,556			2,550,772	
賞与引当金			90,750			70,726	
役員賞与引当金			33,495			15,525	
流動負債計			3,613,351	74.8		4,207,270	78.3
固定負債							
退職給付引当金			27,212			28,616	
固定負債計			27,212	0.6		28,616	0.5
負債合計			3,640,564	75.4		4,235,887	78.8

		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			300,000	6.2		300,000	5.6
資本剰余金			395,012	8.2		395,012	7.4
資本準備金		395,012			395,012		
利益剰余金			494,856	10.2		446,944	8.3
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		494,856			446,944		
評価・換算差額等						3,675	0.1
その他有価証券評価 差額金			124	0.0	3,675		
純資産合計			1,189,993	24.6		1,138,281	21.2
負債純資産合計			4,830,557	100.0		5,374,169	100.00

## (2)【損益計算書】

区分	注記 番号	第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
経常損益の部							
営業損益の部							
営業収益							
投資顧問料	*1		230,975			206,412	
委託者報酬			8,622,304			8,825,272	
その他営業収益	*1		519,063			425,835	
営業収益計			9,372,343	100.0		9,457,520	100.0
営業費用							
支払手数料			4,780,605			4,974,756	
広告宣伝費			424,268			284,112	
受益証券発行費			12,848			-	
調査費			1,011,883			697,315	
調査費		64,020			106,581		
委託調査費	*1	947,863			590,734		
委託計算費			32,733			70,676	
営業雑経費			479,250			700,370	
通信費	*1	264,145			388,521		
保険料		1,337			4,053		
印刷費		206,648			300,621		
諸会費		7,118			7,174		
営業費用計			6,741,589	71.9		6,727,231	71.1

区分	注記 番号	第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
一般管理費							
給料			1,300,240			1,221,755	
役員報酬	*2	117,973			130,052		
給料・手当		764,499			845,497		
役員賞与		34,661			65,653		
賞与		383,106			180,553		
福利厚生費			152,367			205,586	
退職給付費用			33,944			77,028	
交際費			26,139			16,889	
旅費交通費			60,555			53,888	
不動産賃借料			84,462			130,246	
修繕費			14,617			41,734	
固定資産減価償却費			16,905			17,212	
消耗器具備品費			37,208			39,895	
専門家報酬			71,284			68,411	
諸経費			95,875			85,338	
一般管理費計			1,893,602	20.2		1,957,988	20.7
営業利益			737,151	7.9		772,300	8.2

		第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外損益の部							
営業外収益							
受取利息			773			1,902	
為替差益			3,122			-	
雑収入			3,976			4,541	
営業外収益合計			7,872	0.1		6,444	0.1
営業外費用							
支払利息	*1		2,314			26	
為替差損			-			2,891	
営業外費用合計			2,314	0.0		2,917	0.0
経常利益			742,709	7.9		775,827	8.2
特別損益の部							
特別利益							
前期損益修正益	*3		74,117			-	
投資有価証券売却益			19,018			-	
特別利益合計			93,136	1.0		-	-
特別損失							
固定資産除却損	*3		16,293			58,100	
特別損失合計			16,293	0.2		58,100	0.6
税引前当期純利益			819,553	8.7		717,726	7.6
法人税等	*4		440,535	4.7		-	-
法人税、住民税及び 事業税			-	-		254,739	2.7
過年度法人税等	*5		81,779	0.9		-	-
法人税等調整額			96,952	1.0		65,528	0.7
当期純利益			394,191	4.2		397,458	4.2

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日残高(千円)	300,000	395,012	395,012	1,006,651	1,006,651	1,701,663
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				905,985	905,985	905,985
当期純利益				394,191	394,191	394,191
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計(千円)				511,794	511,794	511,794
平成19年3月31日残高(千円)	300,000	395,012	395,012	494,856	494,856	1,189,869

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
平成18年3月31日残高(千円)	24,711	24,711	1,726,375
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			905,985
当期純利益			394,191
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)	24,587	24,587	24,587
事業年度中の変動額合計(千円)	24,587	24,587	536,382
平成19年3月31日残高(千円)	124	124	1,189,993

## 第23期事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日残高(千円)	300,000	395,012	395,012	494,856	494,856	1,189,869
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				445,370	445,370	445,370
当期純利益				397,458	397,458	397,458
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計(千円)				47,912	47,912	47,912
平成20年3月31日残高(千円)	300,000	395,012	395,012	446,944	446,944	1,141,957

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
平成19年3月31日残高(千円)	124	124	1,189,993
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			445,370
当期純利益			397,458
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)	3,799	3,799	3,799
事業年度中の変動額合計(千円)	3,799	3,799	51,711
平成20年3月31日残高(千円)	3,675	3,675	1,138,281

## 重要な会計方針

項目	第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左
4. リース取引の処理方法	-	(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

## 会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,189,993千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	-

## 表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>
-	<p>「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは当事業年度より「現金・預金」と表示し、また、前事業年度において「法人税等」と掲記されていたものは当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)																										
<p>*1 関係会社に対する資産及び負債            区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて            いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">207,007千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">6,286千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">70,940千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">10,630千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">27,198千円</td> </tr> </table> <p>*3 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">1,213千円</td> </tr> </table>	未収収益	207,007千円	立替金	6,286千円	未払金	70,940千円	建物付属設備	10,630千円	器具備品	27,198千円	ソフトウェア	1,213千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債            区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて            いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">79,980千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">15,756千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">211,701千円</td> </tr> <tr> <td>未払配当金</td> <td style="text-align: right;">445,370千円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">13,301千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">1,405千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">23,931千円</td> </tr> </table> <p>*3 -</p>	未収収益	79,980千円	立替金	15,756千円	未払金	211,701千円	未払配当金	445,370千円	預り金	13,301千円	建物付属設備	1,405千円	器具備品	23,931千円
未収収益	207,007千円																										
立替金	6,286千円																										
未払金	70,940千円																										
建物付属設備	10,630千円																										
器具備品	27,198千円																										
ソフトウェア	1,213千円																										
未収収益	79,980千円																										
立替金	15,756千円																										
未払金	211,701千円																										
未払配当金	445,370千円																										
預り金	13,301千円																										
建物付属設備	1,405千円																										
器具備品	23,931千円																										

## (損益計算書関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業収益</p> <p>投資顧問料 221,482千円</p> <p>その他営業収益 314,278千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 419,253千円</p> <p>通信費 126,167千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 2,254千円</p> <p>*2 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 120,000千円</p> <p>監査役 30,000千円</p> <p>*3 固定資産除却損16,293千円は、事務所のレイアウト変更に伴い旧建物付属設備の除却を行ったものです。</p> <p>前期損益修正益74,117千円は過年度の投資顧問料等を当期計上したものです。</p> <p>*4 法人税等には法人住民税及び事業税が含まれております。</p> <p>*5 過年度法人税等には、更正、修正申告による過年度分の法人税、住民税、事業税及びこれらの附帯税が含まれております。</p>	<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業収益</p> <p>投資顧問料 131,735千円</p> <p>その他営業収益 274,173千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 132,968千円</p> <p>通信費 243,487千円</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息 1,642千円</p> <p>*2 -</p> <p>*3 固定資産除却損58,100千円は、事務所の移転に伴い旧建物付属設備の除却を行ったものです。</p> <p>*4 -</p> <p>*5 -</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年11月9日 臨時株主総会	普通 株式	905,985	39,051円12銭	平成18年11月28日	平成18年12月22日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	445,370	利益 余剰金	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

## 2. 配当に関する事項

## (1) 未払配当金

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	445,370	利益 余剰金	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	313,000	利益 余剰金	13,491円37銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

## (リース取引関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																		
該当事項はありません。	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>千円 6,888</td> <td>千円 459</td> <td>千円 6,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,377千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5,050千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,428千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>459千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却相当額</td> <td>459千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 6,888	千円 459	千円 6,428	1年内	1,377千円	1年超	5,050千円	合計	6,428千円	支払リース料	459千円	減価償却相当額	459千円
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																
器具備品	千円 6,888	千円 459	千円 6,428																
1年内	1,377千円																		
1年超	5,050千円																		
合計	6,428千円																		
支払リース料	459千円																		
減価償却相当額	459千円																		

## (有価証券関係)

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	1,000	1,209	209
合計		1,000	1,209	209

(注)有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
3,137,937	34,075	15,057

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	209,200	203,003	6,196
合計		209,200	203,003	6,196

(注)有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

## 1. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用していましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務(千円)	56,406	69,569
(2) 年金資産(千円)	25,253	37,504
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	31,153	32,064
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	3,940	3,447
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	27,212	28,616
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	27,212	28,616

## 3. 退職給付費用の内訳

	第22期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
退職給付費用	33,944	77,028
(1) 勤務費用(千円)	*1 33,452	*1 40,513
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	-	36,023

注) \*1 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

## 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

## (税効果会計関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益 1,109,563	前受収益 1,037,909
その他 89,715	その他 98,448
繰延税金資産小計 1,199,279	繰延税金資産小計 1,136,357 -
評価性引当額 -	評価性引当額 -
繰延税金資産合計 1,199,279	繰延税金資産合計 1,136,357
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費 1.0%	交際費 0.7%
役員賞与(過年度の更正含む) 8.8%	役員賞与 4.2%
その他 1.4%	その他 1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.6%

## （関連当事者との取引）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

## （1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメント S.A.	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接 100%	兼任 5名	投資信託、投資顧問契約の再委任等	投資顧問料の受取	221,482	未収収益	57,703
								委託調査費（当社ファンドの運用委託費）等の支払	419,253	未払金	49,636
								その他営業収益（主に、情報提供、コンサルティング料）の受取	282,778	未収収益	139,752

## （注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 各社間の投資顧問料、運用委託費の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

## （2）子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	千円 10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接 100%	兼任 1名	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等	通信費の支払	126,167	未払金	21,304
								資金の貸付	150,000	貸付金	150,000
								利息の受取	551	未収収益	551
								-	-	立替金	6,286

## （注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託料の支払については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

## (3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントホンコンLtd.	中国ホンコン	千米ドル1,000	投資顧問業	-	兼任1名	投資顧問契約の再委任等	投資顧問料の受取	23,588	-	-
								委託調査費等の支払		43,098	未払金
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・アセットマネジメント・オルタナティブ・インベストメンツLTD	バミューダ、ペンブローク	千ユーロ10	投資信託委託業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	51,089	未払金	23,575
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント S.A.	フランス、パリ市	千ユーロ78,077	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	428,245	前払費用	667,016
										未払金	2,801
										未収入金(注)1	71,737
								その他の営業収益の受取	2,510	-	-

(注) 1. 未収入金は委託調査費の支払いに関するリベートであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各社間の投資顧問料等の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメント S.A.	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有直接 100%	兼任 1名	投資信託、投資顧問契約の再委任等	投資顧問料の受取	131,735	未収収益	12,339
								委託調査費（当社ファンドの運用委託費）等の支払	132,968	未払金	151,002
								その他営業収益（主に、情報提供、コンサルティング料）の受取	239,173	未収収益	57,500
								-	-	未払配当金	445,370

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 各社間の投資顧問料、運用委託費の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

## (2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	千円 10,000	情報機器の保守管理業	所有直接 100%	兼任 2名	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等	通信費の支払	243,487	未払金	60,699
								資金の貸付	60,000	貸付金	210,000
								利息の受取	1,642	未収入金	1,140
								-	-	立替金	15,756
								-	-	預り金	13,301

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託料の支払については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

## (3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントホンコンLtd.	中国ホンコン	千米ドル 1,300	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	29,227	未収収益	5,234
								委託調査費等の支払	62,725	未払金	6,484
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・アセットマネジメント・オルタナティブ・インベストメンツLTD	バミューダ・ベン・ブローク	千ユーロ 10	投資信託委託業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	38,092	未払金	9,762
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント S.A.	フランス、パリ市	千ユーロ 78,077	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費等の支払	344,199	前払費用	663,677
										未払金	423
										未収入金(注)1	12,045

(注) 1. 未収入金は委託調査費の支払いに関するリベートであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各社間の投資顧問料等の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## （1株当たり情報）

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	51,292円82銭	1株当たり純資産額	49,063円87銭
1株当たり当期純利益	16,991円00銭	1株当たり当期純利益	17,131円83銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎		1株当たり当期純利益の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	394,191千円	損益計算書上の当期純利益	397,458千円
普通株式に係る当期純利益	394,191千円	普通株式に係る当期純利益	397,458千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	23,200株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載していません。	

## （重要な後発事象）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 287,537百万円(平成20年3月31日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社 群馬銀行
- ・資本金の額 48,652百万円(平成20年3月31日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 七十七銀行
- ・資本金の額 24,658百万円（平成20年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 北海道銀行
  - ・資本金の額 93,524百万円（平成20年3月31日現在）
  - ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。
- 前記登録金融機関は、50音順で記載されております。

### (3) 投資顧問会社

- ・名称 クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー
- ・資本金の額 78,077,120ユーロ（12,351百万円@158.19円 平成20年3月31日現在）
- ・事業の内容 フランス籍の会社であり、ストラクチャード商品をはじめ、オルタナティブ商品等にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成20年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

当ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

当ファンドについては、当該特定期間開始から本有価証券報告書提出日までの間に、ファンドに係る金融

商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成20年10月 7日
臨時報告書	平成20年 7月22日 平成20年10月17日 平成21年 1月16日

## 独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAチェルシー・リスク軽減型ファンド2007-7の平成20年7月11日から平成21年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAチェルシー・リスク軽減型ファンド2007-7の平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月22日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年8月20日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAチェルシー・リスク軽減型ファンド2007-7の平成20年1月11日から平成20年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAチェルシー・リスク軽減型ファンド2007-7の平成20年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。